

17-13 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ (土木管理課技術企画室)

国土交通省四国地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と徳島県県土整備部長、香川県土木部長、愛媛県土木部長、及び高知県土木部長（以下「乙」という。）は、四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応援について次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 四国地方における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲及び乙が連携することにより初動時の情報収集を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び被害の拡大や二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援内容は、次の業務の実施に係る災害対策用資機材の提供及び人員の応援に関するものとする。

- （1）被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（被災状況等の連絡）

第3条 甲及び乙は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は連絡体制を予め定めておくものとする。

（応援の要請）

第4条 四国地方の国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて、乙は甲に対し応援要請を伝え、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け、応援を行う場合は、乙に対し応援する旨を伝え、速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 甲は乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員の配備状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（応援の要請ができない場合等の応援の実施）

第6条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため乙より応援の要請がないが、特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合においては、甲は、自らの判断で応援を行うことができる。この場合連絡手段が復旧しだい速やかに乙に対しその旨を通知するとともに、文書にて応援内容を通知する。

（経費の負担）

第7条 第2条に規定する応援を行った場合の経費負担については下記のとおりとする。

【甲が災害初動時に第2条（1）（2）の応援を行う場合】

原則として甲の負担とする。また災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置している期間とする。

【甲が災害初動時に第2条（3）（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とする。

ただし、第2条（3）の応援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。

- ①災害種別が大規模自然災害である場合
- ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
- ④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ⑤甲が独自の判断で応援を行った場合

（平常時の連絡）

第8条 甲及び乙は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

2 甲の保有する災害対策用資機材の保有状況については、毎年乙に通知するとともに、変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

（訓練等の実施）

第9条 乙は甲において実施する、災害対策用機械等の操作訓練等に参加し、操作技術を習得するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めない事項は、甲及び乙はその都度協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この申し合わせの有効期間平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、引き続き、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

附則

甲及び乙が締結している「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」（平成11年7月7日締結）はこの申し合わせの締結をもって失効するものとする。

この申し合わせの証として本書5通を作成し、捺印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月31日

甲 高松市サンポート3番33号
四国地方整備局 企画部長 小池 剛

乙 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 県土整備部長 海野 修司

乙 高松市番町4丁目1番10号
香川県 土木部長 久保 市郎

乙 松山市一番町4丁目4番地2号
愛媛県 土木部長 井上 要

乙 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県 土木部長 石井 一生

17-14 災害復旧技術専門家派遣制度（河川課）

〔 社団法人 全国防災協会 〕
（R7 災害手帳 P611 より）

1. 制度の趣旨

災害現場においては、時と場合によって迅速かつ的確な対応が求められる。しかし、いざ災害となると、技術者のマンパワーや実務経験を積んだ技術者が不足しており、その対応が大きな負担となっている現状が見受けられる。

このような事態を支援するため、(公社)全国防災協会では、平成15年から災害復旧技術専門家を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧事業の支援・助言について、ボランティアとして活動する「災害復旧技術専門家派遣制度」を創設した。

2. 災害復旧技術専門家

災害復旧技術専門家とは、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する(公社)全国防災協会が認定・登録した経験豊富な技術者であり、北海道から沖縄まで全国各地に427名いる。(令和7年6月16日現在)

なお、技術専門家は、災害復旧技術の維持・向上のため講習会等に参加するなど研鑽を積んでいる。

3. 災害復旧技術専門家が行う主な支援・助言

1) 災害調査に関する支援

- ・申請等に必要となる調査に関する事項
- ・被災原因の把握のための調査に関する事項
- ・対策工法検討のための調査に関する事項 など

2) 復旧工法に関する技術的支援

- ・復旧工法に関する事項
- ・改良復旧に関する事項
- ・応急復旧に関する事項 など

3) その他、地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

- ・災害復旧制度に関する事項
- ・災害復旧申請に関する事項
- ・災害復旧に携わる職員等育成のための研修講師
- ・その他、災害復旧事業に関する事項 など

4. 派遣手続き

災害復旧技術専門家の支援・助言が必要となった場合には、地方公共団体等の災害担当所属長から(公社)全国防災協会あて派遣要請を行う。緊急を要する場合は電話連絡等によっても要請をすることができる。

5. 留意事項

制度の活用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- 1) 市町村長が災害復旧技術専門家の派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。
- 2) 災害復旧技術専門家が行う支援・助言はボランティア活動として行うため無報酬となるが、派遣に要する交通費、宿泊費の実費は、派遣要請を行った地方自治体等の負担となる。

災害復旧技術専門家派遣制度要綱

(公社)全国防災協会

(目的)

第1条 災害復旧技術専門家派遣制度(以下「本制度」という。)は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、「災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援(試行)について」(平成26年5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知)に基づく要請、又は地方公共団体等からの要請(以下「要請」という。)に基づいて災害復旧技術専門家(以下「技術専門家」という。)を災害現地に派遣し、ボランティア活動として、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言を行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて現地に派遣され、技術的助言等が可能者として、(公益社団法人)全国防災協会会長(以下「会長」という。)が認定し、登録された者をいう。

(認定申請)

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて会長あて申請する。

(派遣)

第4条 技術専門家は、別に定める派遣基準を踏まえ災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審議(電磁的会議でも可)を経て、会長が派遣する。

2 災害規模、災害の範囲及び災害の特殊性を鑑みて、現地調査等が必要になった場合、運営委員会の委員等(有識者も含む)による調査団を構成し、現地調査を行うことができる。現地調査の結果は会長に報告する。

(派遣手続)

第5条 技術専門家の派遣は、別に定める派遣手続により行う。

(業務)

第6条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害調査に関する支援
- (2) 復旧工法に関する技術的助言
- (3) その他地方公共団体等が行う災害復旧に関する支援・助言

(責務)

第7条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- (1) 技術専門家は、講習会の受講等により災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- (2) 災害現地に派遣された場合には、別に定める様式により現地活動の概況をとりまとめて会長に報告する。

(災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会)

第8条 本制度を的確に運営するために災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。運営委員会の委員は、会長が委嘱する。

2 運営委員の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

3 運営委員会には委員長を設け、委員の互選により選出する。

4 運営委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 技術専門家の認定登録審査(認定判断基準は、別に定める。)
- (2) 技術専門家の派遣に関する審議(電磁的審議も可。)
- (3) 本制度の運営に関する事項についての審議

5 運営委員会は、本制度の運用に関し相談役を置くことができる。また、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

6 運営委員会に地域毎にブロック会議を設置し、技術専門家の教育・研修、派遣時の候補者の人選等を行う。

(派遣費用)

第9条 技術専門家派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、以下のとおりとする。

- (1) 別に定める派遣基準及び災害復旧・改良復旧事業の技術的助言などの支援(試行)について(国水防第18号平成26年

5月1日国土交通省水管理・国土保全局防災課長)にともなう派遣に要する費用は、(公社)全国防災協会が負担する。

(2) 上記以外は、要請した地方公共団体等が負担する。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成31年2月22日より適用する(平成15年11月20日の災害復旧技術専門家派遣制度要綱は廃止する)。

(1)問い合わせ先

(公社)全国防災協会

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町 2-8 新小伝馬ビル6F

TEL:03-6661-9730 FAX:03-6661-9733

<http://www.zenkokubousai.or.jp/>

E-mail:zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

(2)災害復旧技術専門家派遣制度のフロー

《手続きフロー》



(1) 派遣にかかわる申請書等

(様式-A)

令和 年 月 日

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅史 様

(地方公共団体)
災害担当所 所長

災害復旧技術専門家の派遣について (要請)

今回発生した別記災害について、復旧にあたり専門家の支援・助言を必要としますので、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣くださるよう要請します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)

2. 派遣希望地 ○○県○○市

3. 派遣希望災害箇所 別記の通り

4. 派遣費用 当方負担

5. 担当者所属
氏名
連絡先 (TEL)

(別記-1)「記載例」

(NO.)

派遣要請災害箇所一覧表

災害名：台風○○号による豪雨 派遣要請機関名：○○県○○市

発生年月日：令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 (令和 年 月 日現在状況)

番号	工種	河川名・路線名等	地先名	災害状況
1	河川	2級河川○○川1次支川○○川	○○郡○○町○○地先	床土工破損、護岸工欠壊
2	道路	町道○○○~○○線	○○郡○○町○○地先	路肩欠壊、法面崩壊、排水路工破損
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(様式一B)

令和 年 月 日

(地方公共団体)
災害担当所属長 様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

災害復旧技術専門家の派遣について (回答)

令和 年 月 日付で要請のあった標記については、下記のとおり災害復旧技術専門家を派遣します。

記

1. 災害復旧技術専門家 氏 名
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 費 用 旅費、宿泊費等の活動経費は要請者負担
(派遣費用は当協会「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」に納付して下さい)

(様式一C)

防災協第 号
令和 年 月 日

災害復旧技術専門家
様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

災害復旧技術専門家の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により災害復旧技術専門家として災害復旧活動の支援・助言活動にあたられたく依頼します。

記

1. 派遣希望期間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
2. 派遣要請機関名 ○○県○○土木事務所 (あるいは○○県○○市建設部など)
3. 派遣希望災害箇所 別記の通り
4. 派 遣 費 用 ①交通費 (実費) ②宿泊費等 (当協会規定による)
(当協会より支弁)
5. 担 当 者 所 属
氏 名
連絡先 (TEL)

(様式一D)

(※手続き上必要な場合のみ使用)

防災協第 号
令和 年 月 日

(災害復旧技術専門家の所属する機関の長)
様

(公社)全国防災協会
会長 脇 雅 史

貴社所属社員の派遣について (依頼)

今回発生した別記災害について、(地方公共団体名)から災害復旧技術専門家の派遣要請があったので、下記により貴社所属社員を災害復旧技術専門家として派遣くださるようお願い申し上げます。

記

1. 派 遣 職 員
2. 派 遣 期 間 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
3. 派 遣 地 ○○県○○市
4. 派 遣 目 的 災害復旧活動の支援・助言活動
5. 派 遣 費 用 当協会で支弁します

17-15 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本理立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会の会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
 - (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
 - (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
 - (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
 - (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
 - (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
 - (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
 - (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関し、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
- 「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、福港、浅川港
香川県管理：高松港、津田港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港
坂出市管理：坂出港
愛媛県管理：松山港、東予港、三島川之江港、宇和島港、中島港、三崎港
今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

（応急対策業務の内容等）

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出勤要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出勤要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出勤要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日

甲

国土交通省四国地方整備局次長

小林



乙

徳島県知事

飯泉



香川県知事

池田



坂出市長

有福



愛媛県知事

中村



今治市長

徳永



新居浜港務局委員会委員長

原



八幡浜市長

大城

一郎



高知県知事

濱田

省司



丙

一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長

長岡



四国港湾空港建設協会連合会会長

長岡



一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長

尾崎



全国浚渫業協会関西支部長

寄神



一般社団法人日本潜水協会会長代行副会長

田原



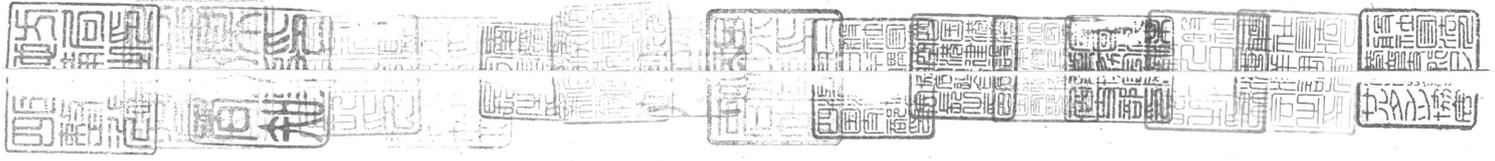
一般社団法人海洋調査協会会長

川嶋 康宏



一般社団法人港湾技術コンサルタント協会

柴本 秀之



17-16 愛媛県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部とする。

3 愛媛県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事をおく（資料1）。

4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、資料1及び別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、愛媛県防災通信システム等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うもの

とする。

- 3 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は代表消防機関代行）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町長等の連絡）

- 第6 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
 - 3 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
 - 4 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第7 知事は、長官から運用要綱別記様式3-2により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする

(迅速出動等適用時の対応)

第8 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、知事が指定した場所に設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を県消防防災安全課長に委任する。）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、代表消防機関の警防課長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の警防課長）及び愛媛県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 愛媛県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）広域応援・救助班の班員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 県防災航空事務所の職員

6 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、県災対本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 県災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 県災対本部に設置された災害医療対策部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
 - 10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
 - 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
 - 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
 - 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
なお、日中におけるヘリコプター離着陸場所は原則として松山空港とする。
 - 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び応援等サポート本部（被災地のブロック幹事が設置）と連携し、その任務に係る調整を行うものとする。

（指揮本部の設置）

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及びブロック幹事に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

第11 被災地のブロック幹事は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長が指名する者とし、被災地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の受入れに関するサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- (2) 進出拠点から活動場所への通行路の確保及び誘導
- (3) 緊急通行路、消防水利等に関する情報の提供
- (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- (5) 宿営場所の設置、運営
- (6) 携帯無線機の手配、貸与
- (7) 後方支援部隊のサポート

2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。

3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

(進出拠点)

第12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
- (2) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び応援等サポート本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は応援等サポート本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

第13 航空隊の活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港とする。

(宿営場所)

第14 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び応援等サポート本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は応援等サポート本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第15 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、県災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第16 県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第17 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統

- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第18 知事は、県災対本部において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて適宜合同連絡調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第19 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第9のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第20 ヘリコプター離着陸場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料補給場所)

第21 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。

(燃料調達要請)

第22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(重機等派遣要請)

第23 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第15のとおりとする。
- 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第16のとおりとする。

(増隊要請)

第25 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第27 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により愛媛県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第30 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

(情報提供)

- 第31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第32 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

- 第33 知事は、県内の市町が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
 - 3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、愛媛県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに愛媛県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

- 第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

- 第35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、愛媛県緊急消防援助隊航空部隊航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) ヘリコプター離着陸場所位置図
- (2) 燃料補給場所位置図
- (3) 消防水利位置図
- (4) 物資等の調達可能場所位置図
- (5) 救急搬送医療機関位置図

(都道府県の訓練)

第37 県は、原則年1回、県総合防災訓練、緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日付け消防震第15号及び平成18年2月14日付け消防応第15号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

(平成20年7月31日付け消防応第134号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年7月12日から施行する。

(平成24年12月26日付け消防広第221号通知により改訂)

附 則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

(令和元年10月28日付け消防広第152号通知により改訂)

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊
航空指揮支援隊
受援計画

令和7年4月

愛 媛 県

目 次

	頁
第1章 総則	1
第2章 事前計画	2
第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等	2
第4章 航空部隊等の運用等	4
第5章 通信運用	5
第6章 その他	6
(資 料)	
資料1 要請から出動までの系統図	7
資料2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準	8
資料3 松山空港ヘリベース等基本情報	11
資料4 ヘリベース及びフォワードベース一覧	12
資料5 ヘリベースにおける班編成及び各班の任務	13
資料6 ヘリベース配置図	14
資料7 航空機燃料取扱業者	16
資料8 ランディングポイント一覧	17
資料9 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場	20
資料10 無線通信周波数リスト	21
(様 式)	
様式1 受援航空隊情報提供事項	
様式2 航空部隊等情報提供事項	
様式3 緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表	
様式4 事案受付・活動指示及び結果報告書	
様式5 事案管理一覧表	

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（LP）

上記（1）（2）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部

災害発生市町村の消防の応援等のため被災地の属する都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、消防組織法第44条の2に基づき当該都道府県の知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

(6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として愛媛県消防防災航空隊の隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動

(2) 情報収集活動

(3) 救助・救急・輸送活動

(4) 消火活動

(5) 航空後方支援活動

(6) 航空指揮支援活動

(7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準

愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、資料2「愛媛県消防防災航空隊の参集基準」のとおりとする。

3 活動拠点ヘリベースの決定

愛媛県における活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）とする（最大受入機体数は5機）。

愛媛県消防防災航空隊は、資料3「松山空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。

松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）が使用できない場合及び松山空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から、決定するものとする。

4 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。

5 活動拠点ヘリベースの配置

活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報を資料6「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。

6 食料の備蓄計画等

愛媛県消防防災航空隊は、活動拠点ヘリベースの食料等を確保するため、必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。

航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

1 航空部隊等の要請時の協議

愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、愛媛県災害対策本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

2 航空指揮本部の設置

愛媛県消防防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。

4 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

5 活動拠点ヘリベース（松山空港）への受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、松山空港事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

（1）運用時間内における受入れ

松山空港エプロンへ航空小隊が駐機できるよう、松山空港事務所長にエプロンの駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

（2）運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては5（1）に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

6 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として松山空港とし、消防応援活動調整本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

（1）航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、活動拠点ヘリベースの状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

（2）航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

（3）航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

（4）情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

愛媛県消防防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、航空運用調整班の班員と兼務することができる。

9 航空隊員の航空運用調整班への派遣

愛媛県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画

によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者とで調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

- (1) 日中における離着陸場所は、原則として松山空港とし、離着陸の際の安全管理は航空隊員が行うものとする。
- (2) 消防応援活動調整本部は、総括指揮支援隊を受入れる離着陸場所から消防応援活動調整本部までの移動手段の確保を行うものとする。
- (3) 被災地消防本部に設置された指揮本部は、消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れる離着陸場所から被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）までの移動手段の確保を行うものとする。
- (4) 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

1.1 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地が活動拠点ヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地消防本部に連絡するものとする。

1.2 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

1.3 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

1.4 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMA T等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地消防本部、フォワードベースの管理者、DMA T等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

- (1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

- (3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノートム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省松山空港事務所、航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「無線通信周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあつては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県庁統制局

愛媛県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。

(2) 愛媛県受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、壺神山中継所（大洲市）及び新居浜中継所（新居浜市）に設置されている受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、壺神山中継所の位置「北緯33度36分15秒」「東経132度33分28秒」又は新居浜中継所の位置「北緯33度56分26秒」「東経133度14分59秒」に設定する。

イ サービスエリア

愛媛県受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

ヘリベース指揮者又は愛媛県庁統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

（ア）指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約100km

（イ）無指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約40km

（ウ）当県が保有する可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約15km

（3）ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

（4）地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災市町（被災地管轄消防本部）に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話等を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

（1）衛星電話（地域衛星通信ネットワーク）

活動拠点ヘリベース（038-200-5202（着信のみ））

消防応援活動調整本部（038-200-2316）

（2）衛星携帯電話

活動拠点ヘリベース（Isat Phone 870-776397695）

フォワードベース（Isat Phone 870-776397696）

（3）航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース等の運営訓練を定期的に実施するものとする。

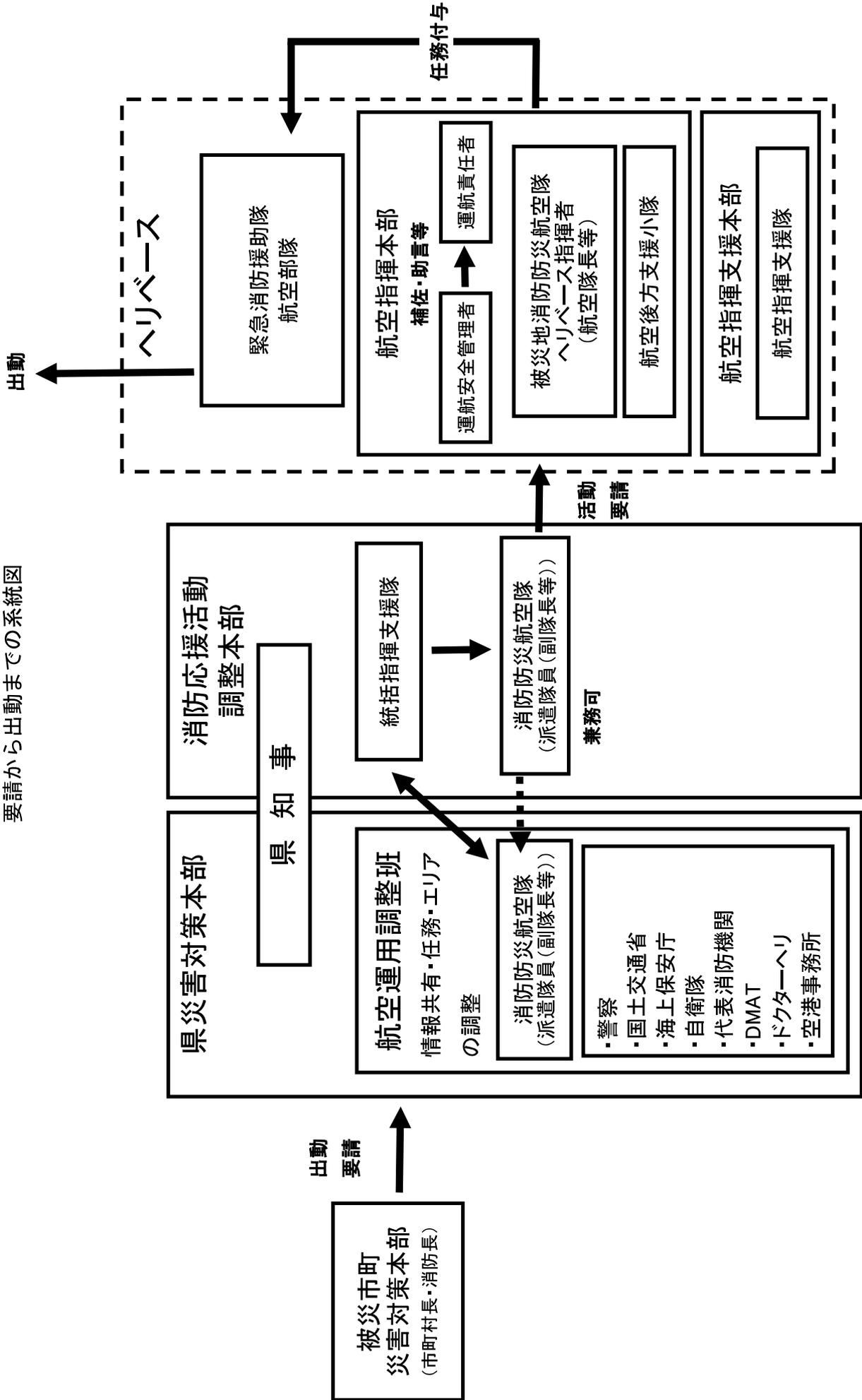
附 則

この受援計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この受援計画は、令和7年4月1日から施行する。

要請から出動までの系統図



愛媛県消防防災航空隊の参集基準

【県内（地震・津波）】

最大震度・警報等	昼 間 (日の出～日の入)	夜 間 (日の出～日の入)
震度 5 強以上又は大津波警報	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集	【消防防災航空隊】 【運航委託会社】 全員参集
南海トラフ地震 AP 適用時		
震度 5 弱又は 津波警報、津波被害発生	【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 通常体制＋必要に応じ呼出し	【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 必要に応じ呼出しのため待機
震度 4 又は津波注意報	通常体制	【消防防災航空隊】 所長・隊長公用携帯電話にて対応 【運航委託会社】 運航に関する情報があれば提供

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。

※夜間において日の出より運航の必要があると判明したときは、日の出 1 時間前に参集することとする。

《南海トラフ地震アクションプラン適用基準》

- 1 中部地方、近畿地方、四国・九州地方の 3 地域のいずれにおいても、震度 6 強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の分類】

中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

- 2 マグニチュード 8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報が発表される可能性がある場合）
- 3 1、2 のほか、消防庁長官が判断した場合

【県外（地震・津波）】

最大震度・警報等	昼 間 (日の出～日の入)	夜 間 (日の出～日の入)
震度 7		
震度 6 強	≪ 第 1 次出動・出動準備 ≫ 【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 通常体制＋必要に応じ呼出し	≪ 第 1 次出動・出動準備 ≫ 【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 必要に応じ呼出しのため待機
震度 6 弱 (政令市は震度 5 強) 又は大津波警報		

※全員参集・・・災害状況に応じて運航体制を確保する。

※夜間において日の出より運航の必要があると判明したときは、日の出 1 時間前に参集することとする。

【対象都道府県（政令市）】

第 1 次出動都道府県…島根県・岡山県（岡山市）・広島県（広島市）・山口県・徳島県・香川県
高知県・福岡県（北九州市・福岡市）・佐賀県・大分県・宮崎県・鹿児島県
 沖縄県

※下線は情報収集任務

出動準備都道府県 …鳥取県・長崎県・熊本県（熊本市）

【県外（首都直下地震アクションプラン適用時）】

最大震度	昼 間 (日の出～日の入)	夜 間 (日の出～日の入)
東京 23 区で震度 6 強		
東京 23 区で震度 6 弱	≪第 1 次出動・出動準備≫ 【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 通常体制＋必要に応じ呼出し	≪第 1 次出動・出動準備≫ 【消防防災航空隊】 隊長・副隊長参集 隊員必要に応じ呼出しのため待機 【運航委託会社】 必要に応じ呼出しのため待機
東京 23 区で震度 5 強		

※全員参集・・・災害状況に応じて通常体制を確保する。

※夜間において日の出より運航の必要があると判明したときは、日の出 1 時間前に参集することとする。

≪首都直下地震アクションプラン適用基準≫

- 1 東京 23 区の区域において震度 6 強以上が観測された場合
- 2 1 のほか、消防庁長官が判断した場合

松 山 空 港 ヘ リ ベ ー ス 等 基 本 情 報

項 目	情 報 欄
航空隊	愛媛県消防防災航空隊
所在地	愛媛県松山市南吉田町2731 (松山空港)
航空隊 TEL	089-972-2133 (愛媛県防災航空事務所) 090-8975-9354 (隊長緊急公用携帯)
航空隊 FAX	089-972-3655
航空隊 e-mail	bousaikoukuu@pref.ehime.lg.jp
運航基地	松山空港
運用時間	07:30~21:30
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (愛媛県消防防災航空隊に確認要)
緯度・経度	北緯33度49分39秒 東経132度42分01秒
情報官 TEL	089-972-0393
情報官 FAX	089-974-8185
緊援隊駐機スポット数	5機
スポット地盤状況	アスファルトコンクリート
燃料関係	藤村石油(株) 089-972-1319 給油形態 タンクローリー 航空隊保有ドラム ドラム缶×4本
航空隊支援車駐車場所	航空隊敷地内 無 松山空港駐車場 有 (大型車可)
宿泊施設	タクシー15分
コンビニ	徒歩20分
ヘリベース付近の飲食施設	空港ターミナル (徒歩1分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	5社 (徒歩5分以内)

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Dチャンネル
受信局	壺神山中継所 北緯33度36分15秒 東経132度33分28秒 新居浜中継所 北緯33度56分26秒 東経133度14分59秒
連絡無線	有 (Dチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX4
トーイング車	有	可	トヨタ GT-10
機体洗浄可否		可	水道、高圧洗浄機
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー・ハンドリングホイール	有	可	BK-117E用
MOBIL Jet OIL II	有	可	

都道府県庁舎直近ヘリポート情報	無
HB から県庁舎までの距離 (時間)	8 km (車で20分)

ヘリベース及びブフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名 称	所 在 地	座 標 (緯度・経度) ※世界測地系	駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理番号 電 話 番 号	管轄消防本部等 電 話 番 号
1	第1順位 HB	中予	松山市	松山空港	松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	中 大	タンクローリー	松山空港事務所長 089-972-0319	愛媛県消防防災航空隊 089-972-2133
2		中予		愛媛県総合運動公園 陸上競技場	松山市46番地内	北緯 33度46分05秒 東経 132度47分50秒	中 大		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200
3		中予		愛媛県総合運動公園 補助競技場	松山市46番地内	北緯 33度45分57秒 東経 132度47分44秒	中 大		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200
4	第2順位 HB	中予	松山市	愛媛県総合運動公園 多目的広場	松山市46番地内	北緯 33度45分56秒 東経 132度47分48秒	中 大		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200
5		中予		愛媛県総合運動公園 球技場	松山市46番地内	北緯 33度45分05秒 東経 132度48分57秒	中 大		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200
6		中予		愛媛県総合運動公園 自由広場	松山市46番地内	北緯 33度46分10秒 東経 132度47分02秒	中 大		愛媛県土木部都市整備課 089-912-2746	松山市消防局 089-926-9200
7	FB	東予	西条市	西条運動公園 野外ステージ広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分09秒 東経 133度11分11秒	中 大		西条市都市計画課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
8	FB	東予	西条市	西条運動公園 野球場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分09秒 東経 133度11分04秒	中 大		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
9	FB	東予	西条市	西条運動公園 陸上競技場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分03秒 東経 133度11分07秒	中 大	ドラム燃料 800ℓ	西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
10	FB	東予	西条市	西条運動公園 レクリエーション広場	西条市 西ひうち1番の2	北緯 33度56分08秒 東経 133度11分15秒	中 大	【西条東署600ℓ】 【西条西署200ℓ】	西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
11	FB	東予	西条市	東予運動公園 サッカー場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒 東経 133度04分28秒	中 大		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
12	FB	東予	西条市	東予運動公園 野球場	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分55秒 東経 133度04分28秒	中 大		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
13	FB	南予	宇和島市	丸山公園 野球場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分45秒 東経 132度34分33秒	中 大		宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
14	FB	南予	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフボール場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分28秒	中 大		宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1295	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
15	FB	南予	宇和島市	丸山公園多目的 グラウンドサッカー場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分34秒 東経 132度34分42秒	中 大	ドラム燃料 800ℓ	宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 ふれあい広場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分39秒 東経 132度34分45秒	中 大	【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
16	FB	南予	宇和島市	丸山公園 陸上競技場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分41秒	中 大		宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500

※ 第一順位はHBが使用できない場合及び被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町村等及びHB指揮者と協議の上、代替用を本表の第二順位HB以降から決定する。

※ 備蓄燃料は松山空港以外ドラム燃料の備蓄量であり、消防本部からの陸送となる。

※ 適用機：中（中型機）・・・BK117及び陸自ハンタークラス、大（大型機）・・・自衛隊CH-47クラス

ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

班 等	構 成 員	任 務
ヘリベース 指揮者	・ 受援都道府県の航空隊長等	・ ヘリベースにおける指揮全般
指揮調整班	・ 受援都道府県の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（隊長及び操縦士を含む。）	・ 消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。 ・ 応援航空隊との連絡調整に関すること。 ・ ヘリコプター運航の指揮、調整及び管理に関すること。 ・ 任務付与の割り振り等に関すること。 ・ 無線の運用及び調整に関すること。
庶務班	・ 受援都道府県航空隊員 ・ 航空小隊の航空隊員	・ 応援航空隊の受入れ（宿泊に関する情報提供等を含む。）に関すること。 ・ ヘリベース、フォワードベース及びランディングポイントにおける航空燃料に関すること。 ・ 受援（応援）航空隊員の勤務管理に関すること。 ・ 活動記録及び統計に関すること。
飛行班	・ 受援都道府県航空隊員（操縦士及び整備士を含む。） ・ 航空小隊の航空隊員（操縦士及び整備士を含む。）	・ ヘリコプターによる各種任務（運航）に関すること。 ・ 航空局との連絡調整に関すること。 ・ 航空管制及びノータムに関すること。 ・ 気象情報の収集に関すること。
整備班	・ 受援都道府県航空隊の整備士 ・ 航空小隊の整備士	・ 飛行時間の管理に関すること。 ・ 航空機及び資機材の整備に関すること。

※：各班には、任務の内容に応じ、航空指揮支援隊員及び航空後方支援小隊員を配置するものとする。

「ハリベース配置図」

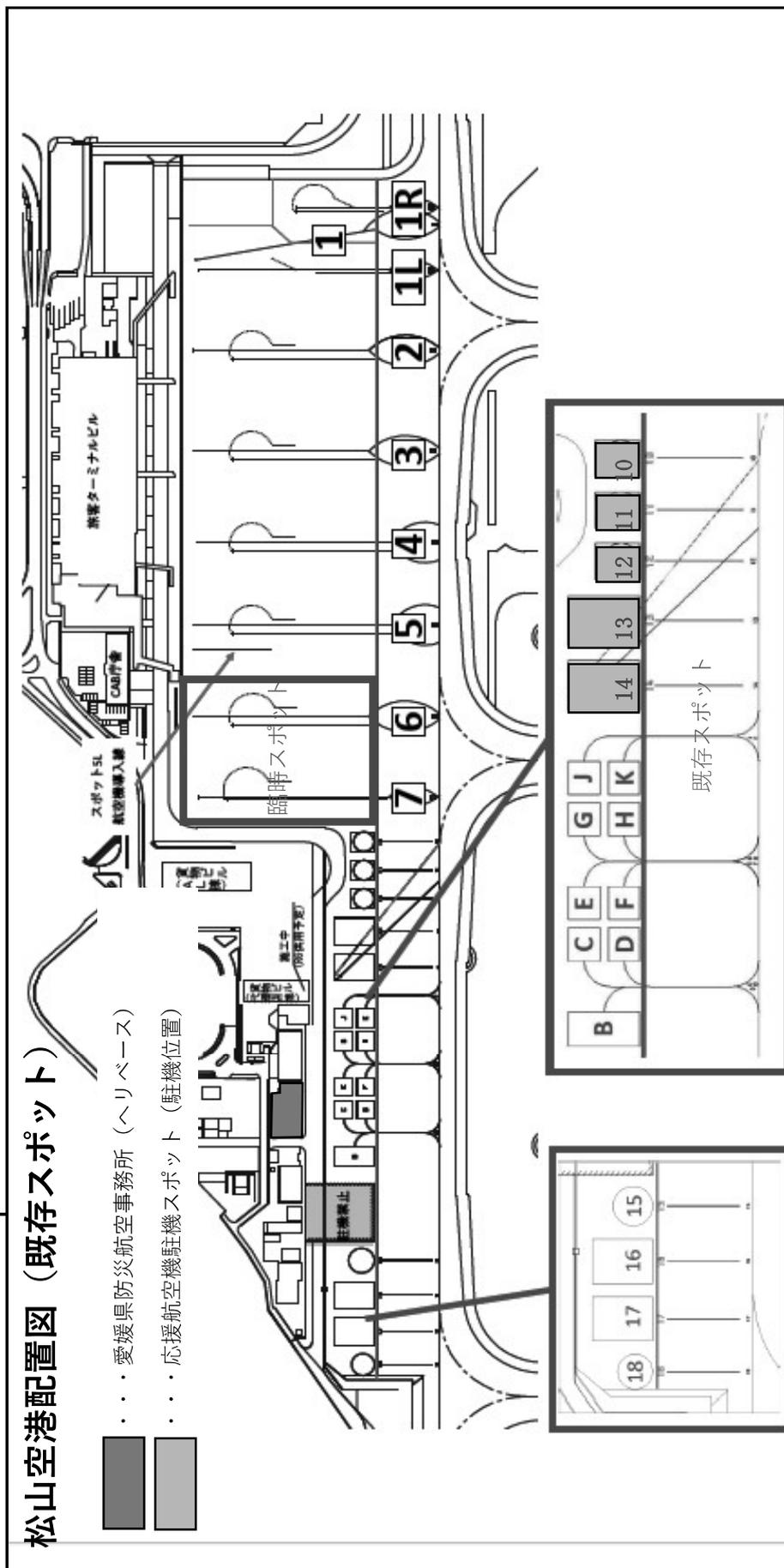
〈災害名称〉

〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

松山空港配置図 (既存スポット)

- …… 愛媛県防災航空事務所 (ハリベース)
- …… 応援航空機駐機スポット (駐機位置)



・各応援航空機の駐機スポットについては、松山空港到着予定時刻 (最新) の無線連絡に基づき、マーシャルが立ち、駐機スポットへの誘導を行います。 (誘導された駐機スポットに着陸します。)

・給油は、タンクローリーからの給油となります。

・エプロンは立入制限区域です。機体への往復以外の行為は注意願います。

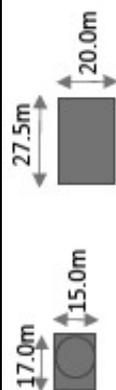
「ハリベース配置図」

〈災害名称〉

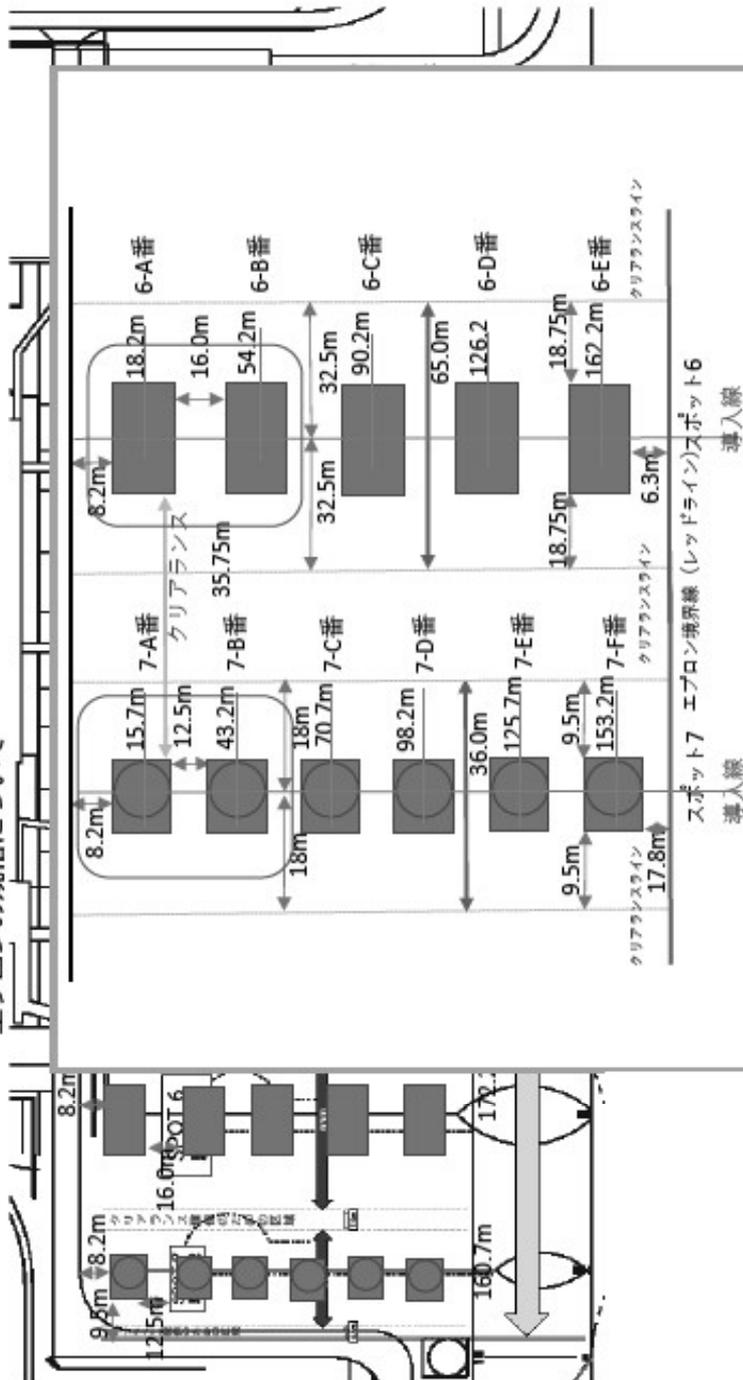
〈発表日時〉

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

松山空港配置図 (臨時スポット)



エプロンの規格について



航空機燃料取扱業者

No.	住所	業者名	連絡先 (TEL)	FAX	搬送方法	備考
1	愛媛県松山市 南吉田町	藤村石油(株)	089-972-1319	089-974-1254	タンクローリー	当日又は翌日に 搬送可能

ランディングポイント一覧【県内飛行場外離着陸場】

No.	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・管理番号 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	四国中央市	新田公園	四国中央市 柴生町字山瀬乙169	北緯 33度59分35秒 東経 133度36分59秒	中 大 ×		四国中央市都市計画課 0896-28-6231	四国中央市消防本部 0896-28-9119
2	四国中央市	三島運動公園	四国中央市 中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒 東経 133度31分35秒	中 大 2		四国中央市文化・スポーツ振興課 0896-28-6046	四国中央市消防本部 0896-28-9119
3	四国中央市	やまじ風公園	四国中央市 土居町畑野1637番地	北緯 33度56分47秒 東経 133度24分43秒	中 大 2	4000 【四国中央市消防本部】	四国中央市文化・スポーツ振興課 0896-28-6046	四国中央市消防本部 0896-28-9119
4	四国中央市	三島ヘリポート	四国中央市 中之庄町1670-4	北緯 33度58分51秒 東経 133度31分32秒	中 大 ×		四国中央市消防本部 0896-28-9119	四国中央市消防本部 0896-28-9119
5	四国中央市	土居ヘリポート	四国中央市 土居町土居海通橋北東園川河川内	北緯 33度58分10秒 東経 133度25分48秒	中 大 ×		四国中央市消防本部 0896-28-9119	四国中央市消防本部 0896-28-9119
6	新居浜市	国領川河川敷	新居浜市 東雲町3丁目国領川河川敷	北緯 33度57分36秒 東経 133度17分54秒	中 大 ×		新居浜市都市計画課 0897-65-1276	新居浜市消防本部 0897-34-0119
7	新居浜市	新居浜病院	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度56分02秒 東経 133度16分46秒	中 大 ×	4000 【新居浜市北消防署2000】 【新居浜市南消防署2000】	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
8	新居浜市	国領川多目的広場	新居浜市 南小松原町国領川河川敷	北緯 33度58分14秒 東経 133度17分32秒	中 大 ×		新居浜市都市計画課 0897-65-1276	新居浜市消防本部 0897-34-0119
9	新居浜市	新居浜病院屋上	新居浜市 本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒 東経 133度16分50秒	中 大 1		県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
10	西条市	西条運動公園	西条市 西ひうち1-2	北緯 33度56分09秒 東経 133度11分11秒	中 大 ×		西条市都市計画課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
11	西条市	加茂川河川敷	西条市 大町大南加茂川河川敷	北緯 33度53分57秒 東経 133度11分31秒	中 大 ×		西条市都市計画課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
12	西条市	西条西署	西条市 周布1684番地	北緯 33度55分02秒 東経 133度04分28秒	中 大 ×	8000 【西条市東消防署6000】 【西条市西消防署2000】	西条市消防本部 0897-56-0250	西条市消防本部 0897-55-0119
13	西条市	東予運動公園	西条市 河原津新田甲157番地	北緯 33度57分49秒 東経 133度04分28秒	中 大 1		西条市スポーツ健康課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
14	西条市	丹原文化会館	西条市 丹原町田野上方2131番地1	北緯 33度53分06秒 東経 133度02分54秒	中 大 ×		西条市総務課 0897-56-5151	西条市消防本部 0897-55-0119
15	今治市	今治球場	今治市 大新田町5丁目1-17	北緯 34度04分43秒 東経 132度59分22秒	中 大 1		今治市スポーツ振興課 0898-24-2351	今治市消防本部 0898-32-6666
16	今治市	多々羅公園	今治市 上浦町井口7074番地20	北緯 34度15分37秒 東経 133度02分53秒	中 大 1	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】	今治市上浦支所地域教育課 0898-87-3000	今治市消防本部 0898-32-6666
17	今治市	藤山公園	今治市 大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒 東経 132度55分47秒	中 大 1		今治市大西支所住民サービス課 0898-53-3500	今治市消防本部 0898-32-6666
18	今治市	吉海バラ公園	今治市 吉海町福田1290番地	北緯 34度09分15秒 東経 133度02分25秒	中 大 ×		今治市吉海支所住民サービス課 0898-84-2111	今治市消防本部 0898-32-6666

No.	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責任者・ 電話番号	管理者 番号	管轄消防本部等 電話番号
19	今治市	関前白鷺港	今治市 関前岡村乙302番地6	北緯 34度11分12秒 東経 132度52分09秒	中 大		今治市漁港課 0898-36-1545		今治市消防本部 0898-32-6666
20	今治市	西部丘陵公園	今治市 高地町2丁目乙429番地1	北緯 34度04分27秒 東経 132度58分23秒	中 大	8000 【今治市中央消防署4000】 【今治市北消防署4000】	今治市公園緑地課 0898-36-1563		今治市消防本部 0898-32-6666
21	今治市	今治北署	今治市 伯方町叶浦1667番地4	北緯 34度12分16秒 東経 133度04分25秒	中 大		今治市消防本部 0898-32-6666		今治市消防本部 0898-32-6666
22	今治市	菊間分署	今治市 菊間町派1500番地17	北緯 34度02分40秒 東経 132度51分00秒	中 大		今治市消防本部 0898-32-6666		今治市消防本部 0898-32-6666
23	上島	戸削港	上島町 戸削下戸削1035番地	北緯 34度15分34秒 東経 133度12分00秒	中 大		上島町戸削総合庁舎 0897-77-2500		上島町消防本部 0897-77-3136
24	上島	生名立石港多目的広場	上島町 生名1881番地3	北緯 34度16分35秒 東経 133度10分41秒	中 大		上島町生名総合支所 0897-76-3000		上島町消防本部 0897-77-3136
25	東温市	東温消防前	東温市 横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分10秒	中 大		中予地方局建設部管理課 089-941-1111		東温市消防本部 089-964-5210
26	東温市	東温総合公園	東温市 西岡1284-1	北緯 33度48分34秒 東経 132度52分02秒	中 大		東温市都市整備課 089-964-4412		東温市消防本部 089-964-5210
27	久万高原町	久万ラグビー場 メイングラウンド	久万高原町 菅生3番耕地589番地5	北緯 33度39分10秒 東経 132度54分33秒	中 大		久万高原町教育委員会 0892-21-0139		久万高原町消防本部 0892-21-2411
28	久万高原町	美川中学校	久万高原町 上黒岩2890	北緯 33度36分56秒 東経 132度58分25秒	中 大		久万高原町教育委員会 0892-21-0139		久万高原町消防本部 0892-21-2411
29	久万高原町	柳谷小学校	久万高原町 柳井川3542	北緯 33度32分17秒 東経 133度00分04秒	中 大		久万高原町教育委員会 0892-21-0139		久万高原町消防本部 0892-21-2411
30	久万高原町	面河ダム	久万高原町 笠方1261番地他	北緯 33度44分12秒 東経 133度01分13秒	中 大	4000 【久万高原町消防本部】	久万高原町企画観光課 0892-21-1111		久万高原町消防本部 0892-21-2411
31	久万高原町	笛ヶ滝ラグビー場	久万高原町 上野尻甲970-3	北緯 33度39分01秒 東経 132度54分04秒	中 大		久万高原町教育委員会 0892-21-0139		久万高原町消防本部 0892-21-2411
32	久万高原町	久万公園グラウンド	久万高原町 菅生2番耕地1644-1	北緯 33度39分52秒 東経 132度54分23秒	中 大		久万高原町教育委員会 0892-21-0139		久万高原町消防本部 0892-21-2411
33	久万高原町	美川スキー場	久万高原町 日野裏大谷4381番地	北緯 33度35分06秒 東経 132度56分50秒	中 大		久万高原町企画観光課 0892-21-1111		久万高原町消防本部 0892-21-2411
34	伊予市	伊予市民球場	伊予市 森甲91番地1	北緯 33度44分44秒 東経 132度41分05秒	中 大		ささるプロジェクト 089-982-2367		伊予市消防等事務組合消防本部 089-982-0119
35	伊予市	栗の里公園	伊予市 中山町中山茂729-1	北緯 33度37分57秒 東経 132度42分15秒	中 大		伊予市中山地域事務所地域振興課 089-967-1111		伊予市消防等事務組合消防本部 089-982-0119
36	大洲市	大洲防災センター	大洲市 若宮1869-1	北緯 33度31分43秒 東経 132度33分43秒	中 大		四国地方整備局大洲河川国道事務所河川出張所 0893-24-5185		大洲地区広域事務組合消防本部 0893-24-0119

No.	市町村名	名 称	所 在 地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	駐機数	燃料備蓄方法・ 燃料備蓄量	責 任 者 ・ 管 理 者 等 電 話 番 号	管轄消防本部等 電 話 番 号
37	内子町	小田川河川敷	内子町 平岡甲220番地	北緯 33度31分45秒 東経 132度39分27秒	中 4 大 2		五十崎自治センター 0893-43-1221	大洲地区広域事務組合消防本部 0893-24-0119
38	内子町	城の台公園	内子町 小田420番地	北緯 33度34分07秒 東経 132度48分28秒	中 1 大 X		小田自治センター 0892-52-3117	大洲地区広域事務組合消防本部 0893-24-0119
39	八幡浜	若山	八幡浜市 若山9番耕地45番地	北緯 33度25分36秒 東経 132度27分08秒	中 1 大 X		八幡浜市建設課 0894-22-3111	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0895-22-7515
40	伊方町	瀬戸中学校	伊方町 三机乙3350番地1	北緯 33度27分06秒 東経 132度15分08秒	中 1 大 X		伊方町教育委員会 0894-38-2660	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0895-22-7515
41	八幡浜	市立八幡浜総合病院	八幡浜市 大平1番耕地638番地	北緯 33度28分06秒 東経 132度25分28秒	中 1 大 X		市立八幡浜総合病院 0894-22-3211	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0895-22-7515
42	西予市	宇和運動公園陸上競技場	西予市 宇和町卯之町3丁目517番地	北緯 33度21分31秒 東経 132度30分33秒	中 2 大 X		西予市文化体育振興課 0894-62-6416	西予市消防本部 0894-62-119
43	西予市	高山へりポート	西予市 明浜町高山甲461-1番地	北緯 33度18分54秒 東経 132度26分27秒	中 1 大 X		明浜支所総務課 0894-62-1111	西予市消防本部 0894-62-119
44	西予市	野村球場	西予市 野村町野村13号366番地	北緯 33度22分41秒 東経 132度38分10秒	中 2 大 X		西予市野村支所教育課 0894-72-1117	西予市消防本部 0894-62-119
45	西予市	城川運動公園	西予市 城川町土居30-2	北緯 33度22分51秒 東経 132度45分56秒	中 2 大 X		西予市城川支所教育課 0894-82-1117	西予市消防本部 0894-62-119
46	宇和島市	丸山公園運動広場 ソフトボール場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分43秒 東経 132度34分28秒	中 2 大 X		宇和島市文化スポーツ課 0895-24-1295	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
47	宇和島市	津島公園	宇和島市 津島町近家1717番地1	北緯 33度07分19秒 東経 132度30分37秒	中 1 大 X	8000 【丸山公園ふれあい広場】	宇和島市都市整備課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
48	宇和島市	市立宇和島病院	宇和島市 御殿町1-1	北緯 33度12分55秒 東経 132度33分54秒	中 1 大 X		市立宇和島病院 0895-25-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
49	宇和島市	丸山公園ふれあい広場	宇和島市 和霊町555-1	北緯 33度13分39秒 東経 132度34分47秒	中 1 大 X		宇和島市都市整備課 0895-24-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500
50	愛南町	城辺球技場	愛南町 蓮乗寺298-1	北緯 32度57分02秒 東経 132度35分11秒	中 1 大 X	4000 【愛南町消防本部】	南予地方局愛南土木事務所 0895-72-1145	愛南町消防本部 0895-72-0119

災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

No.	地区	市町村名	病院名称	離着陸場所在地	座標(緯度・経度) ※世界測地系	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	東予	四国中央市	四国中央病院 (四国中央市川之江町)	三島運動公園 四国中央市中之庄町1678-5	北緯 33度58分43秒 東経 133度31分35秒	四国中央市都市計画課 0896-28-6231	四国中央市消防本部 0896-28-9119
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度56分01秒 東経 133度16分44秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
2	東予	新居浜市	愛媛県立新居浜病院 (新居浜市本郷)	新居浜病院屋上HP 新居浜市本郷3-1-1	北緯 33度55分57秒 東経 133度16分50秒	県立新居浜病院事務局総務課 0897-43-6161	新居浜市消防本部 0897-34-0119
3	東予	今治市	愛媛県立今治病院 (今治市石井町)	藤山公園 今治市大西町宮脇乙579番地1	北緯 34度03分38秒 東経 132度55分47秒	今治市大西支所産業建設課 0898-53-3500	今治市消防本部 0898-32-6666
4	中予	松山市	愛媛県立中央病院 (松山市春日町)	県立中央病院屋上HP 松山市春日町83	北緯 33度49分53秒 東経 132度45分54秒	愛媛県公営企業管理者 089-947-1111	松山市消防局 089-926-9200
5	中予	松山市	松山市赤十字病院 (松山市文京町)	松山空港 松山市南吉田町2731	北緯 33度49分38秒 東経 132度41分59秒	松山空港事務所 089-972-0319	松山市消防局 089-926-9200
6	中予	東温市	愛媛大学医学部附属病院 (東温市志津川)	東温消防前 東温市横河原1376番地先	北緯 33度48分02秒 東経 132度53分02秒	中予地方局建設部管理課 089-941-1111	東温市消防本部 089-964-5210
7	南予	八幡浜市	市立八幡浜総合病院 (八幡浜市大平)	市立八幡浜総合病院屋上HP 八幡浜市大平1番耕地638番地	北緯 33度28分06秒 東経 132度25分28秒	市立八幡浜総合病院 0894-22-3211	八幡浜地区施設事務組合消防本部 0894-22-0119
8	南予	宇和島市	市立宇和島病院 (宇和島市御殿町)	市立宇和島病院屋上HP 宇和島市御殿町1-1	北緯 33度12分58秒 東経 132度33分55秒	市立宇和島病院 0895-25-1111	宇和島地区広域事務組合消防本部 0895-22-7500

無線通信周波数リスト

<発表日時>

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 現在

区 分	周波数		呼び出し	備 考
統制波1	265.90625	MHz	愛媛県防災ヘリ 【しょうぼうえひめヘリ1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波2	265.23125	MHz	愛媛県防災航空事務所 【しょうぼうえひめこうくたい1】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
統制波3	265.53125	MHz	可搬 【しょうぼうえひめこうくたい32】	主に緊援隊陸上部隊が使用する。
主運用波2	265.38125	MHz		
署活動系波(400MHz帯)				
愛媛県専用防災波	152.570	MHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリ1】 愛媛県防災航空事務所 【ぼうさいえひめこうくたい】	県内主要医療機関(屋上HP)との交信
防災相互通信波 (防災機関相互波)	158.350	MHz	携帯局 【ぼうさいえひめこうくたい1】 【ぼうさいえひめこうくたい2】	防災関係機関との交信
運航管理通信周波数	130.150	MHz	【えひめこうくまつやま】	
航空機相互間通信周波数	122.600	MHz	愛媛県防災ヘリ 【JA117E】	
松山タワー(管制)	118.350	MHz	【まつやまタワー】	
災害時飛行援助通信周波数	131.875	MHz	可搬局 【えひめけんいどう70】 携帯局 【えひめけんいどう71】	災害時飛行援助に関する通信
	123.450	MHz	可搬局 【えひめけんフライトサービス70】 携帯局 【えひめけんフライトサービス71】	
ヘリテレ周波数 D(映像周波数)	14.86	GHz	愛媛県防災ヘリ 【ぼうさいえひめヘリテレ1】 愛媛県受信局壺神山中継所 【ぼうさいえひめヘリテレつぼがみ】	15GHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(14.86GHz)」を使用するものとする。
(音声周波数)	399.650	MHz	愛媛県受信局新居浜中継所 【ぼうさいえひめヘリテレにいほま】 可搬型受信局 【ぼうさいえひめヘリテレかはん1】	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、愛媛県庁統制局が指定する場合を除き、愛媛県主運用波である「4 ch(399.65MHz)」を使用するものとする。

消防庁広域応援班（航空グループ）宛
 ○○県防災航空隊 宛
 ○○市消防航空隊 宛

○○月○○日○○時 現在
 愛媛県消防防災航空隊

受援航空隊情報提供事項

□ 1 活動拠点ヘリベース

(1)	名称	松山空港		
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	33度 49分 39秒	
		東経	132度 42分 01秒	
(3)	駐機可能数	5機		
(4)	夜間照明	あり	なし	
(5)	給油設備	あり	なし	
		<input type="checkbox"/> 固定給油設備	(k1)
		<input type="checkbox"/> 給油タンク	(k1)
		<input type="checkbox"/> その他	(k1)
(6)	その他 (誘導等)			

□ 2 無線

【航空無線】 運航管理通信 130.150MHz (えひめこうくうまつやま)
【消防無線】 統制波・主運用波 (しょうぼうえひめこうくうたい1) ※防災航空事務所

□ 3 被災地天候 (予報)

○時予報

□ 4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

□ 5 活動拠点ヘリベース付近状況

(1) ライフライン

①	電気	異常なし	あり ()
②	水道	異常なし	あり ()
③	ガス	異常なし	あり ()
④	交通	異常なし	あり ()

(2) コンビニ等食料品店

あり (距離 1.1) km	徒歩	20分	なし
-----------------	----	-----	----

(3) 宿泊施設

あり (距離) km	タクシー	15分圏内	なし
-------------	------	-------	----

□ 6 その他特記事項

被災地の状況
任務
携行資機材名等

送信者 職・氏名 電話 FAX メールアドレス

消防庁広域応援班（航空グループ）宛
愛媛県消防防災航空隊 宛

〇〇月〇〇日〇〇時 現在
××県防災航空隊

航空部隊等情報提供事項

1. 航空隊名称				
2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号	
3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号	
4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
5. 出動予定	時間	場所	備考（経由地、進入ルート等）	
	出発（予定）			
	到着（予定）			
6. 装備	<input type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ		
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input type="checkbox"/> ヘリTV電送装置		
	<input type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット		
	<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ		
	<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置		
	<input type="checkbox"/> その他（		）	
7. 点検等までの飛行時間		時間		分

送信者 職・氏名 電話 FAX メールアドレス

事案受付・活動指示及び結果報告書

事案番号		受信日時	年	月	日	時	分	発信者		受信者	
発生場所 / 活動拠点	住居表示										
	経緯度 <small>(世界測地系)</small>	東経					北緯				
	Nコード										
	名称										
	活動拠点										
	注意事項										
活動内容	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他→ ()										

活動指示	県	航空隊		機番		名称		隊長	
	指示時刻		指示者	→					

活動時間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分										
救助/ 輸送人員											
活動概要	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他→ ()										
	活動 (搭乗) 人員	人		救助 (搬送) 人員	計 人 (男性 人・女性 人)						
活動表 <small>(T/O) (L/D)</small>											

事案管理一覧表

〇〇県

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容	備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先			
	:								
	:								
	:								
	:								
	:								
	:								

※ 活動内容凡例：R = 救助、A = 救急、F = 火災、I = 情報収集、T = 人員輸送、C = 物資輸送

17-18 緊急消防援助隊愛媛県応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、愛媛県大隊、愛媛県統合機動部隊、松山市消防局NBC災害即応部隊、愛媛県土砂・風水害機動支援部隊（以下「愛媛県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、愛媛県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、松山市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 愛媛県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 愛媛県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けし、幹事消防本部を置くものとする。

2 各ブロックの幹事消防本部は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東予ブロック 今治市消防本部
- (2) 中予ブロック 伊予消防等事務組合消防本部
- (3) 南予ブロック 大洲地区広域消防事務組合消防本部

3 各ブロックの幹事消防本部は、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 愛媛県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、幹事消防本部を経由して行う。
- (4) 各消防本部から愛媛県に対して連絡を行う場合は、原則として幹事消防本部、代表消防機関を経由して行う。
- (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、愛媛県防災通信システム等を活用するものとする。

(愛媛県大隊等の編成)

- 第5 愛媛県の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- 2 地震災害における愛媛県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況、被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
 - 3 土砂・風水害における愛媛県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況、被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
 - 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における愛媛県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況、被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
 - 5 大隊は、県単位とし、「愛媛県大隊」と呼称するものとする。なお、愛媛県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
 - 6 統合機動部隊は、「愛媛県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、愛媛県統合機動部隊長は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は愛媛県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
 - 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
 - 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、松山市消防局の職員（又は出動消防本部の職員）の内から愛媛県大隊長が指定するものとする。
 - 10 N B C災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「松山市消防局N B C災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、松山市消防局N B C災害即応部隊長は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 11 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「愛媛県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、愛媛県土砂・風水害機動支援部隊長は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 12 愛媛県大隊等を編成する期間は、「発隊式」（原則として集結場所で行う。）から「解散式」までの間とする。ただし、迅速出動等に伴い、発隊式等ができない場合は、この限りでない。

(指揮体制等)

- 第6 愛媛県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。
 - 3 愛媛県大隊長は、当該愛媛県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該愛媛県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 4 愛媛県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。なお、愛媛県大隊が後続する場合、後続する当該県大隊が被災地に到着後は愛媛県大隊長に就くものとする。

- 5 統合機動部隊又は都道府県大隊交代のために、愛媛県大隊長が先行出動した場合、後続する愛媛県大隊の被災地到着までの指揮は代表消防機関代行の職員が行うものとする。
- 6 松山市消防局N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 愛媛県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 中隊長は、愛媛県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。
- 9 小隊長は、中隊長の指揮の下で、隊員の活動を指揮するものとする。
- 10 各指揮者の階級は、原則として愛媛県大隊長は消防司令長、中隊長は消防司令又は消防司令補、小隊長は消防司令補又は消防士長とする。

第3章 愛媛県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第7 要請要綱別表A-1及びA-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、愛媛県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

(愛媛県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第8 別表第10に定める地震等が発生し、愛媛県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、愛媛県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 愛媛県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、愛媛県内で大規模な被害が発生していない又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、愛媛県に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から愛媛県大隊又は愛媛県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、愛媛県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 愛媛県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第6又は別表第9)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、愛媛県内で大規模な被害が発生していない又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

- (2) 愛媛県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から愛媛県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした愛媛県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした愛媛県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、愛媛県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 愛媛県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 愛媛県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 愛媛県は、消防庁から愛媛県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- 5 愛媛県は、消防庁から要請要綱別記様式2-3により出動準備の解除の連絡があった場合は、速やかに各消防本部に対して連絡するものとする。

（集結場所）

第9 集結場所は、別表第11のとおりとする。

（愛媛県大隊及び統合機動部隊の出動）

- 第10 愛媛県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により愛媛県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を經由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 愛媛県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。
- (2) 各ブロックの陸上隊は、愛媛県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、直ちに集結場所に集結し、県大隊として出動するものとする。
- (3) 代表消防機関は、別表第11に基づき集結場所及び集結時間を決定し、愛媛県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- (4) 幹事消防本部は、必要に応じて前号を考慮の上、属するブロックの陸上隊の集結場所及び集結時間を決定するものとする。なお、ブロック単位の集結場所及び集結時間を決定した場合には、ブロック構成消防本部、愛媛県及び代表消防機関に対して連絡するものとする。

- (5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、愛媛県統合機動部隊及び愛媛県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
 - (6) 活動中の都道府県大隊と交代のため出動する場合、愛媛県大隊長の属する指揮隊は、都道府県大隊間がスムーズに引継ぎを行い、活動が滞ることのないよう、原則として愛媛県大隊本隊より1日前に災害現場へ出動する。なお、1日前に出動できない場合は、消防庁に連絡するものとする。
 - (7) 愛媛県大隊の第1次派遣隊から第2次派遣隊への交替等、活動中の愛媛県大隊と交替する場合における愛媛県大隊長の属する指揮隊の出動については、災害状況、派遣規模等を考慮し、後方支援本部が別途調整を行う。
- 4 愛媛県知事は、愛媛県大隊に帯同して被災地及び後方支援本部に県職員を派遣することができるものとする。

(その他の部隊の出動)

第11 松山市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により松山市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

- 2 愛媛県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により愛媛県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた愛媛県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第11に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、愛媛県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、愛媛県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を經由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(愛媛県大隊等の出動隊数の報告)

第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、愛媛県に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

- 2 愛媛県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、幹事消防本部を經由し

て愛媛県及び代表消防機関に対して報告するものとする。

- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第15 愛媛県大隊長、統合機動部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長（ブロック単位で集結した場合にはブロック中隊長）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について愛媛県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第16 愛媛県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「愛媛県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 愛媛県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 愛媛県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 愛媛県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、愛媛県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援

情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第19 愛媛県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模、保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、愛媛県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該愛媛県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第20 愛媛県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模、保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 愛媛県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 愛媛県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動し、後続する愛媛県大隊が応援先市町村到着後、愛媛県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する愛媛県大隊が被災地に到着後は、愛媛県大隊に帰属し、愛媛県大隊長の指揮の下、愛媛県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(愛媛県大隊本部の設置)

第21 愛媛県大隊長は、愛媛県大隊長を本部長とする愛媛県大隊本部を設置するものとする。

2 愛媛県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 愛媛県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 愛媛県大隊長は、被害状況及び愛媛県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、愛媛県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 後方支援中隊の保有資機材は、緊急消防援助隊愛媛県大隊後方支援活動要領のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

(日報)

第24 愛媛県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第25 愛媛県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、松山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部長は、松山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、愛媛県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求められることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、愛媛県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、愛媛県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 愛媛県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 愛媛県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 愛媛県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する愛媛県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 愛媛県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る愛媛県との調整
 - (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第26 後方支援中隊は、愛媛県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送

- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(相互協力)

第27 愛媛県及び各消防本部は、愛媛県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6章 活動終了

(愛媛県大隊等の引揚げ)

第28 愛媛県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 愛媛県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 愛媛県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、愛媛県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 愛媛県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、愛媛県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 愛媛県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8章 その他

(航空指揮支援実施計画)

第31 航空指揮支援隊に係る応援等については、愛媛県が別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第32 航空部隊に係る応援等については、愛媛県が別に定めるものとする。

(水上中隊の応援等)

第33 水上中隊に係る応援等については、今治市消防本部が別に定めるものとする。

(事前準備)

第34 各消防本部等は、愛媛県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年2月14日付け消防応第15号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

(平成20年7月31日付け消防応第134号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年7月12日から施行する。

(平成24年12月26日付け消防広第221号通知により改訂)

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

(平成27年4月27日付け消防広第130号通知、

令和元年7月4日付け消防広第82号通知及び

令和2年3月30日付け消防広第88号通知により改訂)

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
12	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
13	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
15	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(6)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)

25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
30	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
31	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
32	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
33	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
34	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
35	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
36	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
37	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
38	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
39	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

愛媛県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T回線		愛媛県防災通信システム			
	時間	通信先	電話	F A X	設置場所	電話	F A X	
東予ブロック	昼間 夜間	通信指令室 通信指令室	0898-32-6666 0898-32-6666	0898-32-0119 0898-32-0119	市役所 防災危機管理課	602-22、602-23 609-22～609-24、 609-31～609-34	602-21 609-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	0896-28-6933 0896-28-9119	0896-23-6614 0896-23-6614	通信指令室	605-22～605-24、 605-31～605-34	605-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令課	0897-65-1341 0897-34-0119	0897-34-1189 0897-34-1179	市役所 危機管理課	606-22～606-24、 606-31～606-34	606-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令課	0897-56-5119 0897-52-1436	0897-55-0180 0897-55-5558	市役所 危機管理課	612-24	612-21	
	昼間 夜間	消防本部 消防署	0897-77-4118 0897-77-4118	0897-77-4111 0897-77-4111	消防防災課	621-22～621-24、 621-31～621-34	621-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	089-982-0119 089-982-0119	089-983-4311 089-987-1119	通信指令課	601-22～601-24、 601-31～601-34	601-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	089-926-9220 089-926-9200	089-926-9188 089-926-9198	市役所 防災・危機管理課	613-31～613-34	613-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	0892-21-2411 0892-21-2411	0892-21-2656 0892-21-2656	町役場 総務課危機管理室	611-31～611-34	611-21	
	昼間 夜間	警防課 通信室	089-964-5210 089-964-5210	089-964-5264 089-964-5264	市役所 危機管理課	622-31～622-34	622-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	0893-24-2668 0893-24-0119	0893-24-4583 0893-24-4583	警防課通信指令室	623-22、623-23	623-21	
中予ブロック	昼間 夜間	通信指令室 通信指令室	0894-22-0119 0894-22-0119	0894-22-5227 0894-22-5227	警防課通信指令室	610-22～610-24、 610-31～610-34	610-21	
	昼間 夜間	通信指令室 通信指令室	0894-62-0119 0894-62-0119	0894-62-3780 0894-62-3780	市役所 危機管理課	624-22～624-24、 624-31～624-34	624-21	
	昼間 夜間	警防課 通信指令室	0895-20-0119 0895-22-7500	0895-24-1554 0895-24-1554	警防課通信係	620-24、 620-31～620-34	620-21	
	昼間 夜間	通信指令室 通信指令室	0895-72-0119 0895-72-0119	0895-73-1119 0895-73-1119	町役場 総務課			
	南予ブロック	昼間 夜間	通信指令室 通信指令室	0898-32-6666 0898-32-6666	0898-32-0119 0898-32-0119	市役所 防災危機管理課	602-22、602-23 609-22～609-24、 609-31～609-34	602-21 609-21
		昼間 夜間	警防課 通信指令室	0896-28-6933 0896-28-9119	0896-23-6614 0896-23-6614	通信指令室	605-22～605-24、 605-31～605-34	605-21
		昼間 夜間	警防課 通信指令課	0897-65-1341 0897-34-0119	0897-34-1189 0897-34-1179	市役所 危機管理課	606-22～606-24、 606-31～606-34	606-21
		昼間 夜間	警防課 通信指令課	0897-56-5119 0897-52-1436	0897-55-0180 0897-55-5558	市役所 危機管理課	612-24	612-21
		昼間 夜間	消防本部 消防署	0897-77-4118 0897-77-4118	0897-77-4111 0897-77-4111	消防防災課	621-22～621-24、 621-31～621-34	621-21
		昼間 夜間	警防課 通信指令室	089-982-0119 089-982-0119	089-983-4311 089-987-1119	通信指令課	601-22～601-24、 601-31～601-34	601-21
昼間 夜間		警防課 通信指令室	089-926-9220 089-926-9200	089-926-9188 089-926-9198	市役所 防災・危機管理課	613-31～613-34	613-21	
昼間 夜間		警防課 通信指令室	0892-21-2411 0892-21-2411	0892-21-2656 0892-21-2656	町役場 総務課危機管理室	611-31～611-34	611-21	
昼間 夜間		警防課 通信室	089-964-5210 089-964-5210	089-964-5264 089-964-5264	市役所 危機管理課	622-31～622-34	622-21	
昼間 夜間		警防課 通信指令室	0893-24-2668 0893-24-0119	0893-24-4583 0893-24-4583	警防課通信指令室	623-22、623-23	623-21	

※網掛けは消防本部とは異なる建物に設置

関係機関連絡先

国	関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信 ネットワーク
		時間	連絡先	電話	F A X	電話	F A X	
愛媛県	総務省消防庁	昼間	広域応援室 宿直室	03-5253-7527	03-5253-7552	90-49013	90-49033	048-500-90-49013
		夜間		03-5253-7777	03-5253-7553	90-49102	90-49036	048-500-90-49012
愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	昼間	消防防災安全課 防災危機管理課 宿直担当	089-912-2316	089-941-0119	38-2316	38-2328	038-200-2316
		夜間		089-941-2160	089-941-2160	38-2324	38-2328	038-200-2324
愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	昼間	防災航空事務所 隊長用緊急携帯	089-972-2133	089-972-3655	-	-	038-200-5202
		夜間		090-8975-9354	-	-	-	-
愛媛県	広島県	昼間	消防保安課 危機管理連絡員	082-513-2778	082-227-2122	34-89	34-84	034-101-2778
		夜間		082-513-2778	082-227-2122	34-89	34-84	034-101-119
愛媛県	広島市消防局	昼間	警防課 警防課(指令係)	082-546-3451	082-249-1160	-	-	034-701-71311
		夜間		082-546-3456	082-542-1007	-	-	034-701-71391
愛媛県	徳島県	昼間	消防保安課 備視室	088-621-2109	088-621-2849	36-9356	36-2984	036-211-2284
		夜間		088-621-2057	088-624-1063	36-2057	36-2057	036-211-2057
愛媛県	徳島市消防局	昼間	警防課 通信指令課	088-656-1192	088-656-1202	-	-	036-386-2800
		夜間		088-656-1190	088-656-1202	-	-	036-386-2888
愛媛県	香川県	昼間	危機管理課 危機管理課(守衛室)	087-832-3240	087-831-8811	37-2473	37-2479	037-200-5066
		夜間		087-831-1111	087-831-8811	-	-	-
愛媛県	高松市消防局	昼間	消防防災課 情報指令課	087-861-1550	087-861-2504	-	-	037-431-3540
		夜間		087-861-2500	087-861-1544	-	-	037-431-3411
愛媛県	高知県	昼間	消防政策課 宿日直室	088-823-9318	088-823-9253	39-11	39-11	039-8001-9318
		夜間		088-823-9699	088-823-9253	39-11	39-11	039-8001-9318
愛媛県	高知市消防局	昼間	警防課 総合指令課	088-871-7502	088-824-5082	-	-	039-901-0001
		夜間		088-822-8151	088-871-7518	-	-	039-901-0001
愛媛県	愛媛県警察本部	昼間	警備課 警備課	089-934-0110	089-934-0152	-	-	-
		夜間		089-934-0110	089-934-0152	-	-	-

第一次出動対象県

関係
関係

目 次

第1章 総則	1
第2章 航空部隊等の編成等	1
第3章 情報連絡体制及び参集体制	2
第4章 資機材等に関する事項	2
第5章 航空部隊の応援等出動	2
第6章 航空指揮支援隊の応援等出動	3
第7章 その他	4

(別表)	
別表1	情報連絡体制一覧表
別表2	愛媛県消防防災航空隊参集体制表
別表3-1	情報収集任務積載資機材一覧
別表3-2	救助・救急活動任務積載資機材一覧
別表3-3	航空後方支援小隊積載資機材一覧
別表3-4	航空指揮支援隊積載資機材一覧
別表4	愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

令和4年4月

愛 媛 県

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊
航空指揮支援隊
応援等実施計画

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、地震、水・火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請があった場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施できる体制の確保を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づく緊急消防援助隊愛媛県応援等実施計画に定めるもののほか、航空部隊等の応援等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画（以下「航空部隊等応援等実施計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 航空部隊
航空小隊により編成され、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えたものをいう。
- (2) 航空小隊
主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。
- (3) 航空後方支援小隊
主として活動拠点ヘリパースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。
- (4) 航空指揮支援隊
ヘリパース指揮者を補佐し、及びヘリパース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。
- (5) 航空隊員等
愛媛県消防防災航空隊の航空隊長、航空隊副隊長及び航空隊員をいう。
- (6) 出動準備及び迅速出動の対象となる地震
要請要綱別表A-1又は別表A-2において、愛媛県消防防災航空隊が、それぞれ第一出動航空小隊又は出動準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。
- (7) アクションプラン陸当地震
緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用される地震をいう。

第2章 航空部隊等の編成等

1 航空部隊の編成

- (1) 基本的な航空小隊の編成
 - ア 航空小隊長 1名
 - イ 航空小隊副隊長 1名
 - ウ 航空小隊員 2名
 - エ 機織士 2名
 - オ 整備士 1名
- (2) 救助・救急航空小隊の編成
 - ア 航空小隊長 1名
 - イ 航空小隊副隊長 1名
 - ウ 航空小隊員 2名（原則として、救助隊員及び救命士を搭乗させるものとする。）
 - エ 機織士 2名
 - オ 整備士 1名

- (3) 航空後方支援小隊の編成
 - ア 航空後方支援小隊長 1名
 - イ 航空後方支援小隊員 3名
 - ウ 航空隊支援車 1台
- 2 航空指揮支援隊の編成
 - (1) 航空指揮支援隊長 1名
 - (2) 航空指揮支援隊副隊長 1名
 - (3) 航空指揮支援隊員 3名
- 3 航空指揮支援隊の搭乗場所は、航空指揮支援隊が指定した場所又は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

- 1 応援等出動手続に係る情報連絡体制
消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空部隊等の出動に係る連絡体制は別表1「情報連絡体制一覧表」とおりとする。
- 2 航空隊員等の参集体制
 - (1) 愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、出動準備及び迅速出動の対象となる地震が発生した場合又はアクションプラン陸当地震が発生した場合とする。
 - (2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は別表2「愛媛県消防防災航空隊参集体制表」とおりとする。
 - (3) 航空隊員等の参集場所は愛媛県消防防災航空隊基地とする。

第4章 資機材等に関する事項

- 1 航空小隊で出動するヘリコプターに積載する資機材は任務別に次のとおりとする。
 - (1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品（着替え、洗面具等）を携帯するとともに、おおむね3日間分程度の食料及び飲料水を積載するものとする。
 - (2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表3-1「情報収集任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
 - (3) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表3-2「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- 2 航空後方支援小隊の任務で出動する場合は、別表3-3「航空後方支援小隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- 3 航空指揮支援隊の任務で出動する場合は、別表3-4「航空指揮支援隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

第5章 航空部隊の応援等出動

- 1 出動体制
航空小隊は、別表4「愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧」に記載する都道府県に出動するものとする。
航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリパース等において輸送・補給活動等が必要な場合に出動するものとする。
- 2 情報共有等
航空小隊及び航空後方支援小隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。
- 3 活動報告等
航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報を作成し、航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合）については、ヘリパース指揮者。以下この章において

て同じ。) に対して報告するものとする。

4 引揚げ

航空指揮支援本部長から緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、被災地における活動を終了したとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

第6章 航空指揮支援隊の応援等出動

1 出動体制

航空指揮支援隊は、消防庁長官から出動の求め又は指示があった場合、消防庁が指定する航空指揮支援隊輸送航空小隊により出動するものとする。ただし、出動先までの距離、災害発生時の時間、天候等から車両で先着できる場合は、自隊の車両等で出動するものとする。

2 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。

指揮支援部隊長は航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

航空指揮支援本部は、活動拠点へリベースの指揮本部(以下「航空指揮本部」という。)と同一場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、上記に掲げる事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援

部」と称する。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

3 安全管理

航空指揮支援本部長は、安全な運航を維持するため、航空情報が発出された場合は、航空小隊等と情報を共有し、二次災害の防止を図るものとする。

4 航空指揮支援本部における防災関係機関との連携

航空指揮支援本部は、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び航空後方支援小隊と航空に係る緊急消防援助隊の活動が効果的に円滑に行われるように、航空に係る緊急消防援助隊の活動に關して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

航空指揮支援本部は、航空に係る緊急消防援助隊の活動に關して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

5 情報共有等

航空指揮支援本部は、運用要綱第30条に規定する緊急消防援助隊連絡体制により、情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

航空指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

る。

6 通信連絡体制等

緊急消防援助隊に係る情報連絡体制は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 航空指揮支援本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び関係機関と相互に通信連絡をするときは、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信無線その他の無線を使用する。

- (2) 航空指揮支援本部は、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊と相互に無線通信をするときは、航空波を使用する。

7 活動報告等

航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空小隊長及び航空後方支援小隊長に対し、運用要綱第31条に規定する活動日報の作成及び報告を求めるとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告を取りまとめ、指揮支援部隊長及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループに対して報告するものとする。

8 引揚げ

指揮支援部隊長から航空に係る緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

航空指揮支援本部長は、上記の連絡を受けた航空部隊の各小隊長から次に掲げる事項の報告を受け、引揚げを了承するものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)

- (2) 活動中の異常の有無

- (3) 隊員の負傷の有無

- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無

- (5) その他必要な事項

上記の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て自隊の車両等により引揚げるものとする。

第7章 その他

航空部隊等の応援等に関する運用訓練の実施

愛媛県消防防犯航空隊は、航空部隊等の応援等の要請時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等応援等実施計画を踏まえた応援等に関する運用訓練を定期的実施するものとする。

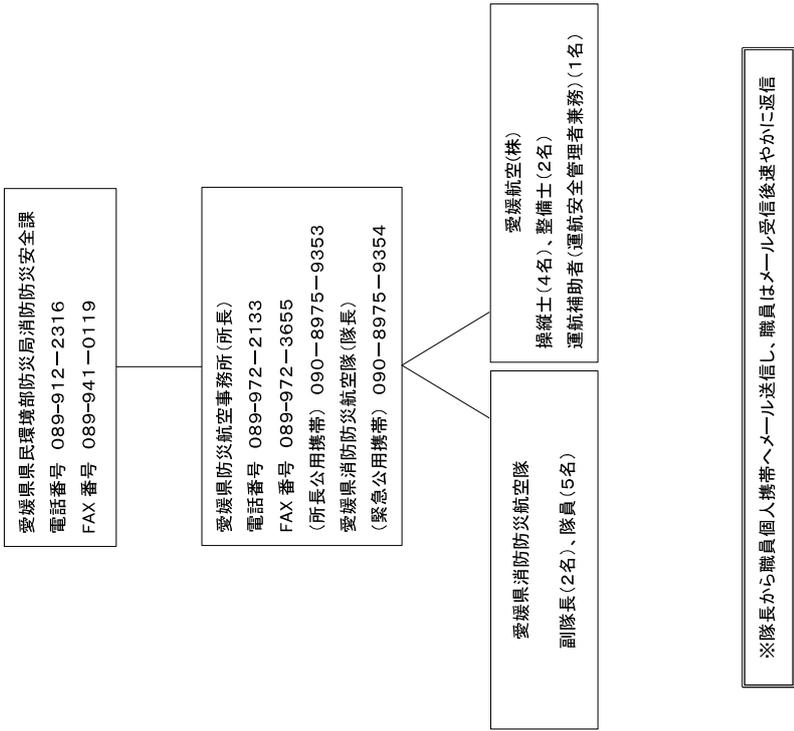
附 則

この実施計画は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

情報連絡体制一覧表						
連絡順番	機関	時間帯別	連絡先	電話番号	FAX 番号	無線呼出名称
1 ↓	消防庁	昼間	広域心援室	03-5253-7527	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2 ↓	愛媛県	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	
		夜間	宿直担当	089-941-2160	089-941-2160	
3	愛媛県 消防防災航空隊	昼間	防災航空事務所	089-972-2133	089-972-3655	消防愛媛 航空隊 1
		夜間	隊長緊急携帯	090-8975-9354		
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				
		昼間				
		夜間				

愛媛県消防防災航空隊参集体制表



※隊長から職員個人携帯へメール送信し、職員はメール受信後速やかに返信

愛媛県消防防災航空隊応援出動先一覧

1 第一次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
島根県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 出雲空港	出雲空港	約 110 マイル	約 55 分
岡山県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 岡山空港	岡山空港	約 92 マイル	約 46 分
広島県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 広島空港	広島空港	約 44 マイル	約 22 分
山口県	情報収集	松山空港 ～ 山口宇部空港	山口宇部空港	約 82 マイル	約 41 分
徳島県	情報収集	松山空港 ～ 徳島空港	徳島空港	約 112 マイル	約 56 分
香川県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 高松空港	高松空港	約 80 マイル	約 40 分
高知県	情報収集	松山空港 ～ 高知空港	高知空港	約 59 マイル	約 30 分
福岡県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 奈多ヘリポート or 北九州空港	奈多ヘリポート 北九州空港	約 133 マイル 約 47 分	約 67 分 約 47 分
佐賀県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 佐賀空港	佐賀空港	約 146 マイル	約 73 分
大分県	情報収集	松山空港 ～ 大分県中央飛行場	大分県中央飛行場	約 88 マイル	約 44 分
宮崎県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港	宮崎空港	約 154 マイル	約 77 分
鹿児島県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 枕崎ヘリポート	枕崎ヘリポート	約 223 マイル	約 112 分
沖縄県	救助・救急輸送等	松山空港 ～ 宮崎空港 ～ 屋久島空港 ～ 奄美空港 ～ 那覇空港	經由地すべて	約 533 マイル	約 267 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

2 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
鳥取県		松山空港 ～ 鳥取空港	鳥取空港	約 114 マイル	約 57 分
長崎県		松山空港 ～ 長崎空港	長崎空港	約 173 マイル	約 67 分
熊本県		松山空港 ～ 熊本空港	熊本空港	約 127 マイル	約 64 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約 30 分加算する。

別表 4

3 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
千葉県		松山空港 ～ 県営名古屋空港 ～ 静岡 HP ～ 千葉市消防局 HP	經由地すべて	約 445 マイル	約 226 分

※中継空港において燃料補給を行う場合、1箇所につき約30分加算する。

17-20 自衛隊派遣要請計画（防災危機管理課）

自衛隊派遣要請様式

様式 災害派遣要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1)連絡場所
 - (2)連絡責任者
 - (3)気象状況等
 - (4)その他

様式 撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式 救急患者空輸要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要する日時
- 3 派遣を要する場所及び輸送場所

- 4 空輸を必要とする救急患者

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 5 同乗者（医師、親族）

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

〃	〃	〃
---	---	---

- 6 その他

医療機材、特記事項等

様式 救急患者空輸撤収要請

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり下記のとおり撤収要請を依頼します。

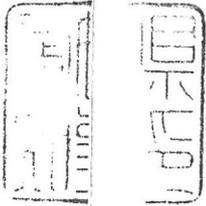
記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

17-21

協定書



愛媛県
陸上自衛隊第14特科隊

災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14特科隊（以下「乙」という。）とは、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における意思の疎通）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡・調整を密接に行うものとする。

2 甲は、災害に関する資料を提供するなど、自衛隊が行う情報収集活動に対し、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練（演習）の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助訓練等の防災訓練を支援するため、業務に支障のない限り部隊等を参加させる。この場合、甲は、あらかじめ当該訓練の計画を通知するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町が計画する防災訓練について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該各市町と調整のうえ、前項に基づいて要請するものとする。

（災害の発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及びじ後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、必要に応じ連絡班の自主派遣等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所等の開設に必要な施設及び電話機の提供などの支援を行うものとする。

(偵察班の派遣)

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察班を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班に同行させて現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(合同連絡所等の設置)

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所等を設置し、業務の円滑かつ効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

(救援資材の集積及び補償等の責任)

第8条 災害救援に使用する資材は、甲が準備及び集積を行うものとする。

2 災害派遣に当たり、甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は、甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊の救援活動に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの

施設の借用料及び損料、電気料（施設費を含む。）、水道料、入浴料、汲取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(救援物資の無償貸付又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」による。

但し、譲与は县市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。

(災害派遣の要請様式及び通信体制)

第11条 災害派遣及び撤収の要請様式及び災害派遣に伴う通信体制は、別紙1、2及び3のとおりとする。

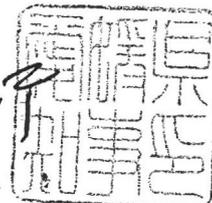
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を有する。

平成18年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県
知事

加戸守郎



松山市南梅本町乙-115

乙 陸上自衛隊第14特科隊長
1等陸佐

幸野英明



別紙 1

発 第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 4 特科隊長 様

愛 媛 県 知 事

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する人員等
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 5 その他参考事項
 - (1) 宿舎状況
 - (2) 食 糧
 - (3) 使用資材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、じ後、文書（2部）を提出する。

別紙2

発 第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 様

愛 媛 県 知 事

災害派遣の撤収に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の撤収を要請します。

記

- 1 派遣部隊の撤収を要請する事由
- 2 派遣部隊の撤収開始日時
平成 年 月 日 () ; 以降
- 3 派遣部隊の撤収を希望する区域及び撤収区域の状況
 - (1) 撤収を希望する区域
 - (2) 撤収区域の状況
- 4 その他参考事項
 - (1) 宿舎撤収
 - (2) 食 糧
 - (3) 貸与資材の返納

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、じ後、文書(2部)を提出する。

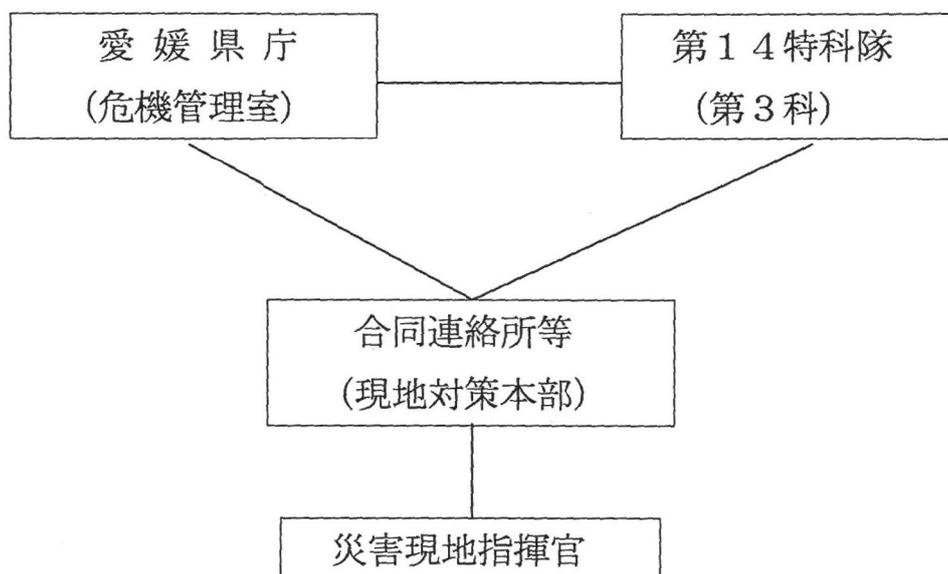
別紙第3

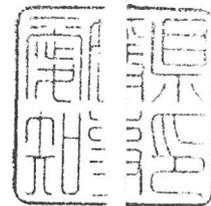
災害派遣に伴う通信

1 連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号
県 庁	平 時	危機管理室	089-912-2335 (直通)
	夜 間 (休日)	県庁守衛室	089-941-2111
自 衛 隊	平 時	第14特科隊第3科	089-975-0911 内線237.238
	夜 間 (休日)	駐屯地当直司令室	089-975-0911 内線302

2 災害派遣時における自衛隊との通信組織





災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書の
一部を改正する協定書

平成18年8月22日に締結した「災害派遣に関する愛媛県と陸上自衛隊第14特科隊との協定書」(以下「災害派遣に関する協定」という。)の一部を改正する協定を締結する。

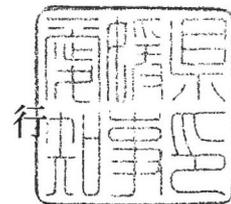
災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」を「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に改正する。

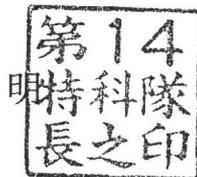
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自その1通を有する。

平成19年3月9日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事 加 戸 守 行



松山市南梅本町乙-115
乙 陸上自衛隊第14特科隊長
1等陸佐 幸 野 英



17-22 陸上自衛隊災害派遣装備品（陸上自衛隊）

1 松山駐屯地が保有する装備品

区分	品目	能力等	備考	
食	野外炊具1号			
	野外炊具2号			
	20l水缶			
	水トレイラー			
衛生	担架			
	応急セット			
	治療セット			
	救護用医療のう			
	人工蘇生器			
	副木セット			
	救急車			
需品	業務用天幕2型			
	業務用天幕2型、一般用			
	宿営用天幕			
	屋根型覆い幕			
通信	AM無線機			
	FM車両無線機			
	FM携帯無線機			
	野外電話			
車両	小型車両			
	中型車両			
	大型車両			
	特大車両			
	指揮通信車(CCV)			
その他	油圧ショベル			
	人命救助システム	油圧救助器具	エンジンポンプ	1
			ハンドポンプ	1
			スプレッタ	1
			切断機	1
			ラムシリンダ	1
			ホースリール	1
		防音型発電機	1	
		投光器(発動発電機付)	1	
		発電機	1	
		万能運搬具	1	
		台車	1	
		エンジンカッター	2	
		携帯用削岩機	1	
		手動式コンビツール	1	
		繊維ロープ	4	
		携帯式便所	1	
	巻き取り具	4		
	フィルターチェッカー	1		
	トランジスタメガホン	2		
	背負い式散水装置	2		
	災害救助用スコープ	1		
	主動ウインチ(チルホール)	1		
	チルベルト トラッキング	1		
	爪付き油圧ジャッキ	1		
	非常用メガホン	2		
	ジェネレータ	1		
	レバーチェーンブロック	4		
	空気呼吸器(ボンベ付き)	4		
	チェンソー	2		
	防災作業用マスク	30		
	防塵メガネ			

2 中部方面隊が保有する装備品

区分	品目	能力等	備考
食	水タンク		
	浄水セット		
衛生	衛生野外手術システム		
需品	宿営用天幕		
	整備所天幕		
	病院天幕		
	野外入浴セット		
ヘリ	UH-1J		
	UH-47		
その他	ドーザ、油圧ショベル、バケットローダ、除染車を保有		
	人命救助システム		

17-23 愛媛県広域防災拠点一覧

地区名	No.	拠点機能 進出活動	名称	住所	施設所有者	屋外活動スペース		屋内活動スペース		各種設備							その他併設施設	
						名称	面積(m ²)	照明の有無	名称	面積(m ²)	(駐)車(場)面積	自家発電設備	貯水槽	無線通信用設備	雨水等(人)の排水設備	宿泊施設		隣接コロシアム
東予地区	1	活動	ぐまじ公園	四国中央市土居町細野1637	四国中央市	多目的グラウンド	17,518	○		1,390	×	○	×	×	×	×	×	管理棟、遊具等
	2	進出活動	山根公園	新居浜市島野新野田町2-10	新居浜市	グラウンド、多目的広場	16,000	○		3,800	×	○	×	×	×	×	×	屋内プール、テニスコート、ドーム広場
	3	進出活動	小松中央公園	西条市小松町新屋敷甲2427	西条市	多目的広場、遊いの広場	14,151	○		6,580	×	×	×	×	×	×	×	テニスコート、グラウンドゴルフ場、キャンプサイト等
	4	進出活動	アウトドアアシンス石鐘	西条市小松町新屋敷乙22-29	西条市	イベント広場	3,000	○		3,325	○	○	×	×	×	×	×	テニスコート、ゴルフ練習場、キャンプサイト等
	5	活動	今治西部丘陵公園	今治市高地町2丁目乙429-1	今治市	イベント広場、芝生広場	9,300	×		165	6,515	×	×	×	×	×	×	
中予地区	1	物資	愛媛国産貿易センター(アイマスえひめ)	松山市大可賀2丁目1番28号	愛媛県ほか(二者で区分所有)	PACプラザ、小見示場屋上	4,100	×		7,651	16,933	○	×	×	×	×	×	
	2	進出活動	県営総合運動公園	松山市上野町乙46番地 他	愛媛県	陸上競技場、多目的広場 他	40,000	○		3,300	58,000	×	×	×	×	×	×	動物園、テニスコート、キャンプ場など
	3	進出活動	生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町650番地	愛媛県	駐車場/グラウンド	23,289	×		1,236	23,289	○	×	×	×	×	×	えひめ青少年ふれあいセンター(宿泊棟・研修棟)生涯学習センター(研修室など)
	4	進出活動	ウェルピア伊予	伊予市下三谷1761番地1	伊予市	野球場、いこいの広場	14,800	×		2,766	10,000	○	×	×	×	×	×	テニスコート、プール、ゴルフ練習場、宿泊施設等
	5	活動	久万公園グラウンド	久万高原町菅生2-1546	久万高原町	グラウンド	38,157	○		1,716	2,200	×	×	×	×	×	×	テニスコート、管理棟、プール
東予地区	1	活動	道の駅「天空の郷さんさん」	久万高原町入野1855-6	久万高原町	駐車場	4,900	○		238	4,900	○	○	○	○	○	○	
	2	活動	八幡浜・大洲地区運動公園	大洲市平野町野田乙1644番地	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合	自由広場、野球場、陸上競技場	50,729	○		988	12,330	×	×	×	×	×	×	テニスコート、管理棟、屋外プール等
	3	活動	伊方町水田乙43	伊方町水田乙43	伊方町	多目的広場	13,200	○		169	1,500	×	×	×	×	×	×	テニスコート、管理棟、更衣室、ケールマルチ小屋(近隣)
	4	進出活動	西予市宇和運動公園	西予市宇和町卯之町三丁目517番地	西予市	陸上競技場、多目的広場 他	21,700	○		1,857	3,000	×	×	×	×	×	×	テニスコート、キャンプ場等
	5	進出活動	宇和島町総合交流拠点施設	宇和島市三間町務田180番地1	宇和島市	公園	3,541	○		2,284	7,659	×	×	×	×	×	×	レンタサイクルターミナル
	6	進出活動	丸山公園	宇和島市和重町555番地01	宇和島市	野球場、陸上競技場、運動広場	41,500	○		2,000	7,000	×	×	×	×	×	×	弓道場、庭球場、多目的グラウンド、ふれあい広場
	7	活動	鬼北総合公園	鬼北町大字永野町1290番地1	鬼北町	グラウンド	23,444	○		4,747	3,000	×	×	×	×	×	×	テニスコート、グラウンドゴルフ場など
			第3号南予レクリエーション都市公園	愛南町蓮乗寺295番地 他	愛媛県	多目的広場、親睦広場、野球場	41,640	○		690	5,000	×	×	×	×	×	×	テニスコート、キャンプ場など

※ 東予地区の「小松中央公園」と「アウトドアアシンス石鐘」は近接していることから、一体的な使用を想定。

※ 中予地区の「県営総合運動公園」と「生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター」は近接していることから、一体的な使用を想定。

※ 中予地区の「久万公園グラウンド」と「道の駅天空の郷さんさん」は近接していることから、一体的な使用を想定。

愛媛県広域防災活動要領の概要

1 策定の背景

東日本大震災では、自衛隊や消防などの救助機関等の連携がとれず、活動に支障をきたした事例や、全国から送られてきた救援物資が滞留し被災者に適切に届かなかった事例等が発生したことから、本県においても、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害の発生に備えるため、人的・物的支援を円滑に被災地や被災者まで届けるための計画を策定

2 策定方法

県広域防災・減災対策検討協議会のワーキンググループ（地方局、20市町、県警）により検討を行うとともに、学識経験者の意見や他県の事例等を参考に策定

3 内容

第1章 策定の背景

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、県内外からの人的・物的支援を、円滑に受け入れるための計画を策定するに至った背景

第2章 広域防災拠点

県内外から人的・物的支援を受け入れる際に拠点となる「広域防災拠点」に関する考え方や選定理由等

【進出・活動拠点】 16施設

山根公園、小松中央公園、アウトドアオアシス石鎚、今治西部丘陵公園、やまじ風公園、県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、ウエルピア伊予、久万公園グラウンド、道の駅「天空の郷さんさん」、丸山公園、西予市宇和運動公園、八幡浜・大洲地区運動公園、伊方町民グラウンド、鬼北総合運動公園、第3号南予レクリエーション都市公園

【物資拠点】 7施設（うち再掲5施設）

山根公園、アウトドアオアシス石鎚、県総合運動公園、生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター、愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）、西予市宇和運動公園、宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）

第3章 要領の趣旨

支援の受け入れ手順等に関する基本的な考え方や実効性を担保する方策についての取り組み

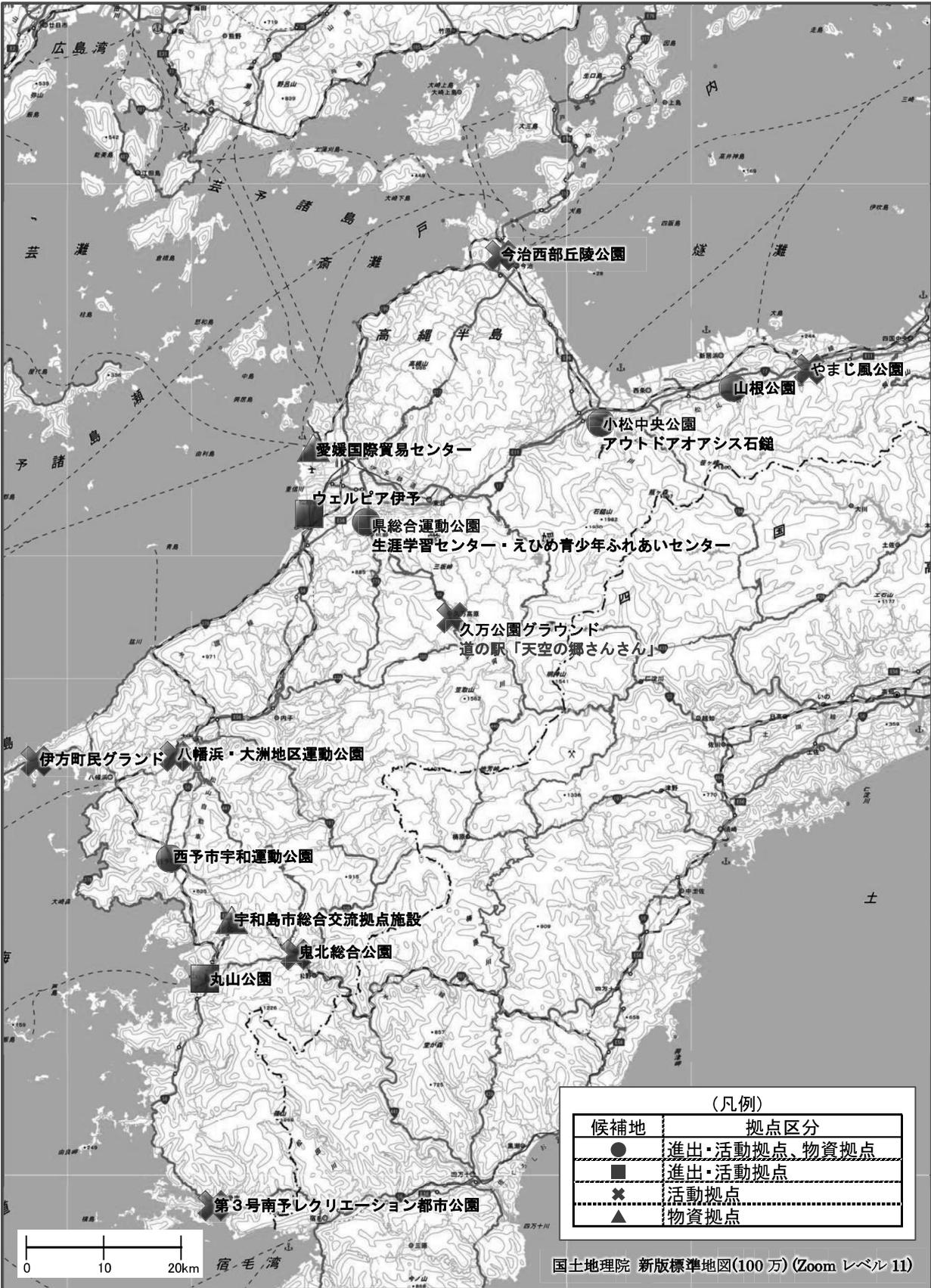
第4章 救助機関等の受入体制

自衛隊、消防、警察の派遣要請や広域防災拠点の開設における手続き、各機関との情報の共有体制などについて整理

第5章 支援物資の受入体制

支援物資の調達や広域防災拠点の開設における手続き、民間の優先活用などを整理

愛媛県広域防災拠点 配置図



17-25 広域防災拠点用資機材一覧表

(令和7年3月31日時点)

地区名	No.	拠点機能		名称	担架	捜索・救助用ポット	パレット	パレット台車	段差解消機材	手動フォークリフト	カゴ台車	発電機付投光機	発電機	ガソリン携行缶	ブルーシート	コードリール	ロープ	カラーコーン バン及びコー	リヤカー	現地 テント用	機	椅子	保管用倉庫	発電機用圧力調整器	大型エアテント	屋外応援活動拠点用テ	分配指示等実施用テ	就費用登録	携帯充電機 ラ機能付 ラソー		
		進出活動	物資																												
東予地区	1	活動		やまじ風公園	10	1						2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	2	進出活動	物資	山根公園	10	1	30	2	1	1	5	2	2	1	25	2	2	2	10	1	1	6	18	1	1		3				
	3	進出活動		小松中央公園	10	1						2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	4	進出活動	物資	アウトドアオアシス石鏡			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	5	活動		今治西部丘陵公園	10								2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
中予地区	1		物資	愛媛国際貿易センター (アイテムスひめ)			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	2	進出活動	物資	県総合運動公園	10		40	2	1	1	5	2	2	1	50	2	2	2	10	1	1	6	18	1	1		3				
	3	進出活動	物資	生涯学習センター及び えひめ青少年ふれあいセンター			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	4	進出活動		ウェルシア伊予	10								2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	5	活動		久万公園グラウンド及び 道の駅「実望の郷さんさん」	10								2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
南予地区	1	活動		八幡浜・大洲地区運動公園	10	1						2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	2	活動		伊方町民グラウンド	10	1						2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	3	進出活動	物資	西予市宇和運動公園	10	1	30	2	1	1	5	2	2	2	25	2	2	2	10	1	1	6	18	1	1		3				
	4		物資	宇和島市総合交流拠点施設 (道の駅みま)			30	2	1	1	5	2	2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	5	進出活動		丸山公園	10	1							2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	6	活動		鬼北総合公園	10								2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
	7	活動		第3号南予レクリエーション都市公園	10	1							2	2	30	2	2	2	10	1	1	6	18	1							
合計					130	8	220	14	7	7	35	34	34	31	520	34	34	170	17	17	102	306	16	3	3	5	9	20	20		